

秦野市ごみ処理基本計画（案）

（平成29年度～平成43年度）

～市民の意識改革で環境先進都市を目指して～

平成29年 月策定

秦野市

秦野市ごみ処理基本計画

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	市の概要	1
第2節	計画改定の趣旨	1
第3節	計画の位置付け	2
第4節	計画の目標年次	3
第5節	計画の構成	3
第2章	ごみ処理の現状と課題	4
第1節	ごみ処理の現状	4
1	計画の対象となる廃棄物	4
2	ごみ排出量の推移	5
3	ごみの組成割合の推移	9
4	ごみ処理費用の推移	10
5	主なごみの減量・資源化施策の状況	11
6	収集及び運搬の状況	17
7	中間処理及び最終処分の状況	18
第2節	ごみ処理の課題	22
1	施策の実施状況	22
2	今後の課題	23
第3節	ごみ処理行政の動向	26
1	国及び県の目標	26
2	個別施策	27
第3章	人口とごみ量の将来予測	30
第1節	人口の予測	30
第2節	ごみ量の予測	31
第4章	ごみ処理の基本方針	32
第1節	基本理念	32
第2節	基本方針	33
第3節	市民、事業者、行政の役割	34
第4節	施策体系	36
第5節	最終目標年度におけるごみ処理体系	38

第6節	数値目標	39
1	ごみ排出量（資源物除く）の減量目標	39
2	資源化率	40
3	最終処分量	40
第5章	個別計画	41
第1節	排出抑制・資源化計画	41
1	ごみに関する情報の周知	41
2	自治会や地域との連携	42
3	環境教育・環境学習	42
4	市民活動への支援	43
5	生ごみ分別収集事業	43
6	資源化施策の継続及び拡充	44
7	事業者への指導	45
8	家庭ごみの有料化の検討	45
9	粗大ごみ処理手数料の見直しの検討	45
第2節	収集運搬計画	46
1	収集場所	46
2	収集運搬体制	46
第3節	中間処理施設の整備計画	47
1	焼却処理施設	47
2	不燃・粗大ごみ処理施設	47
第4節	最終処分計画	48
第5節	その他の計画	48
1	ごみの不法投棄・散乱防止	48
2	大規模災害への対応	48
3	廃棄物の屋外焼却への対応	48
4	適正処理困難物への対応	49
5	環境への配慮	49
6	関係機関との連携	49
7	国・県等への要望	50
第6章	計画の実現に向けて	51
第1節	基本計画の進行管理の実施	51
第2節	ごみ処理広域化への対応	52

第1章 計画の策定にあたって

第1節 市の概要

市域は、東西約13.6キロメートル、南北は約12.8キロメートル、面積は103.76平方キロメートルで、県内19市中5位の広さを持つ都市です。東京からは約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあります。

北方には神奈川県屋根と呼ばれている丹沢山塊が連なり、南方には渋沢丘陵が東西に走り、県下で唯一の典型的な盆地を形成しています。太平洋型の温暖な気候で、冬は乾燥した晴天が多く、夏は高温多湿となっています。

人口は167,976人、世帯数は71,738世帯（平成27年10月1日現在）で、産業別就業者の割合は、第一次産業が約2.0%、第二次産業が約28.5%、第三次産業が66.2%などとなっています（平成22年10月1日現在）。

第2節 計画策定の趣旨

廃棄物に係る問題は、全国の自治体が共通に抱える重要課題の一つです。国は循環型社会形成推進基本法をはじめ、ごみの処理やリサイクルに関する様々な法律を施行し、国全体での循環型社会の実現に向け取り組んでいます。

本市では秦野市総合計画（HADANO2020プラン）後期基本計画において「きれいで快適な生活環境の確保」及び「ごみの減量と資源化の推進」を目指しており、これに合わせ体系的、総合的に一般廃棄物に関する施策を展開する必要があります。

具体的には、主に、循環型社会の推進及びはだのクリーンセンターの安定稼働に向け、ごみの排出抑制、分別の徹底、新たな資源化施策の推進等に取り組めます。

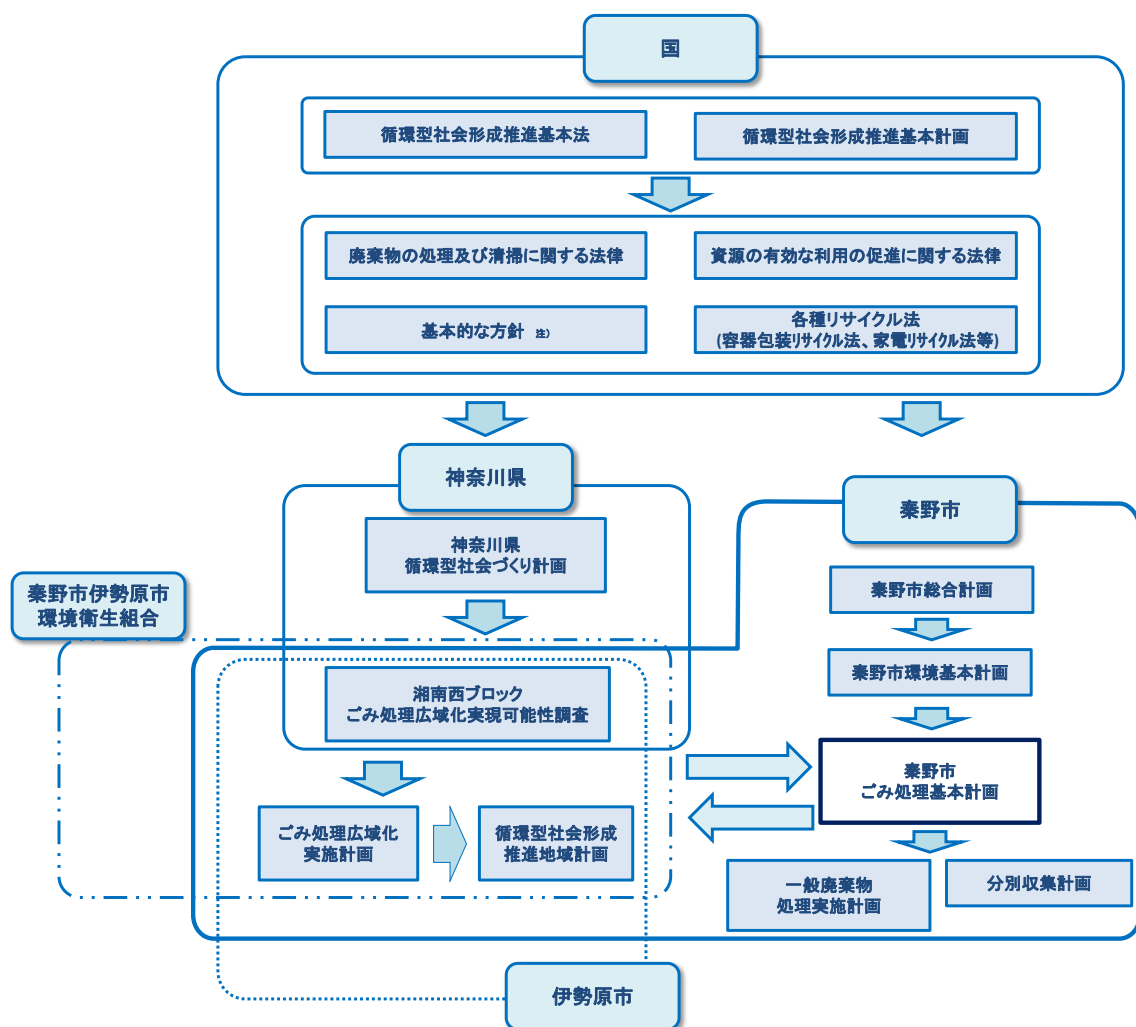
また、前計画の改定から5年が経過し、この間、社会情勢やさらなるごみの減量の必要性など、ごみを取り巻く環境も変化していることから、新たに平成43年度までの15年間の計画を策定し、今後のごみ処理行政の方向と施策を示すものです。

第3節 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第5条第2項」の規定に基づき策定するもので、「秦野市総合計画」の詳細計画として位置付けています。

その他、廃棄物処理に係る関連計画の位置付けは、次に示すとおりです。

図1 本計画の位置付け



注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

第4節 計画の目標年次

本計画は、平成29年度を初年度、平成43年度を目標年度とした15年間の計画です。中間目標年度を平成33年度とし、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画を改定し、平成34年度から平成43年度までを新規策定します。

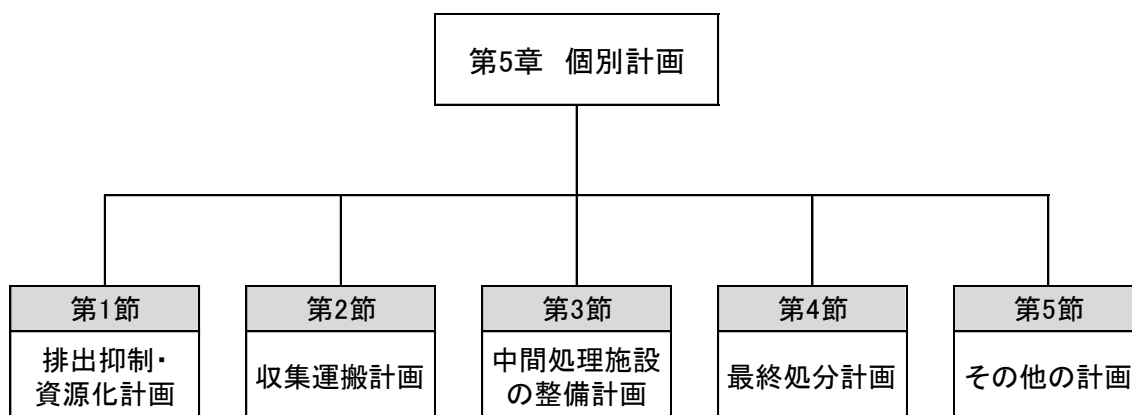
図2 計画期間

	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43
秦野市 ごみ処理 基本計画	◎				→	◎				→	◎					◎
	計画期間															
	基準年度	計画初年度					見直し年度					見直し年度				

第5節 計画の構成

本計画は、第1章から第6章で構成し、具体的な計画は、「第5章 個別計画」を5節に区分して、体系的、総合的に施策を展開します。

図3 第5章の構成



第2章 ごみ処理の現状と課題

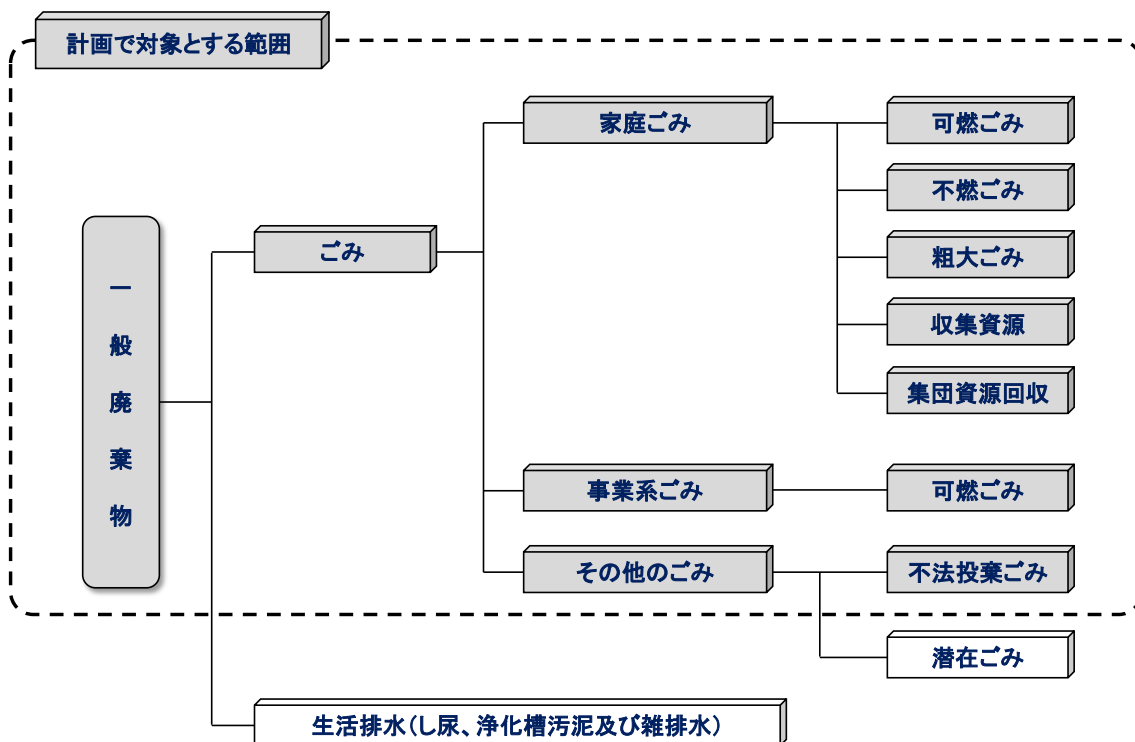
第1節 ごみ処理の現状

1 計画の対象となる廃棄物

一般廃棄物は、図4に示すとおりですが、本計画で対象とする廃棄物は、本市の区域内から発生する一般廃棄物のうち、生活排水（し尿、浄化槽汚泥及び雑排水）及び潜在ごみ（市が把握できないもの）を除いたものとします。

なお、生活排水については、別途「生活排水処理基本計画」を策定しています。

図4 一般廃棄物の種類と本計画で対象とする一般廃棄物



2 ごみ排出量の推移

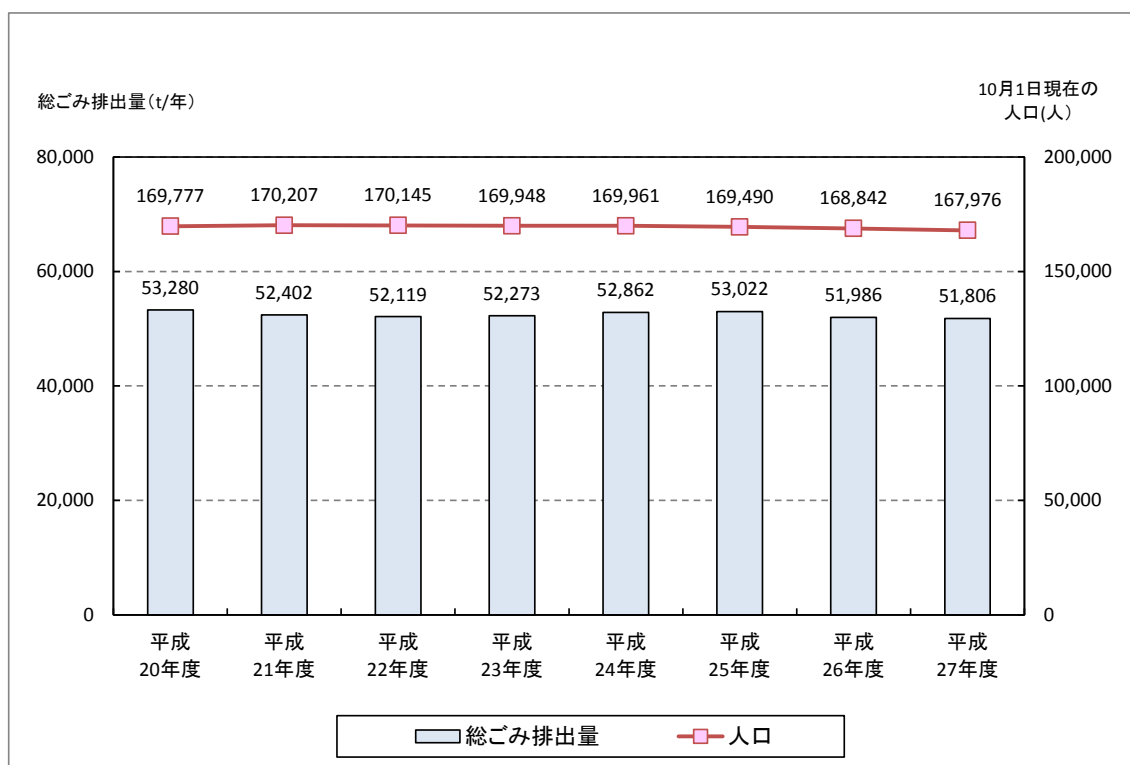
(1) 総ごみ排出量及び人口の推移

総ごみ排出量及び人口の推移は、次のとおりです。

総ごみ排出量とは、計画収集量、自己搬入ごみ、集団資源回収及び事業系ごみの合計を指します。

人口は、平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向は続くものと予測されています。総ごみ排出量は、横ばいで推移しています。

図5 総ごみ排出量及び人口の推移

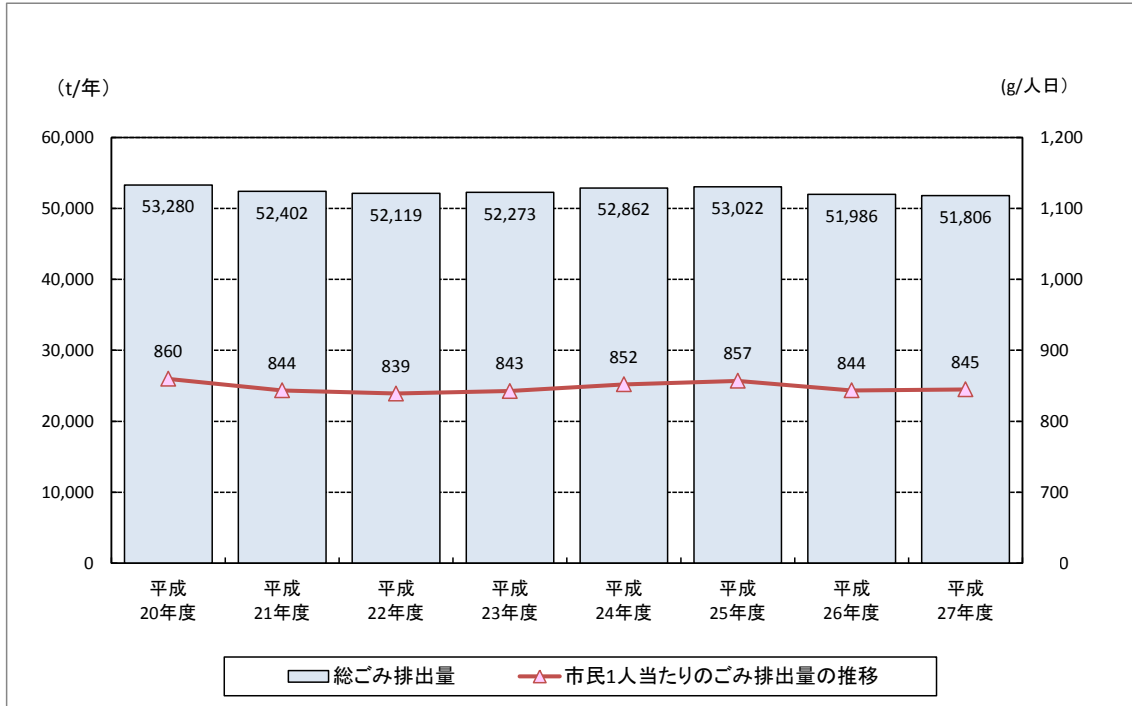


(2) 市民一人1日当たりのごみ排出量の推移

市民一人1日当たりのごみ排出量とは、総ごみ排出量を365日及び人口で除して算出したものです。

市民一人1日当たりのごみ排出量は横ばいで推移しています。

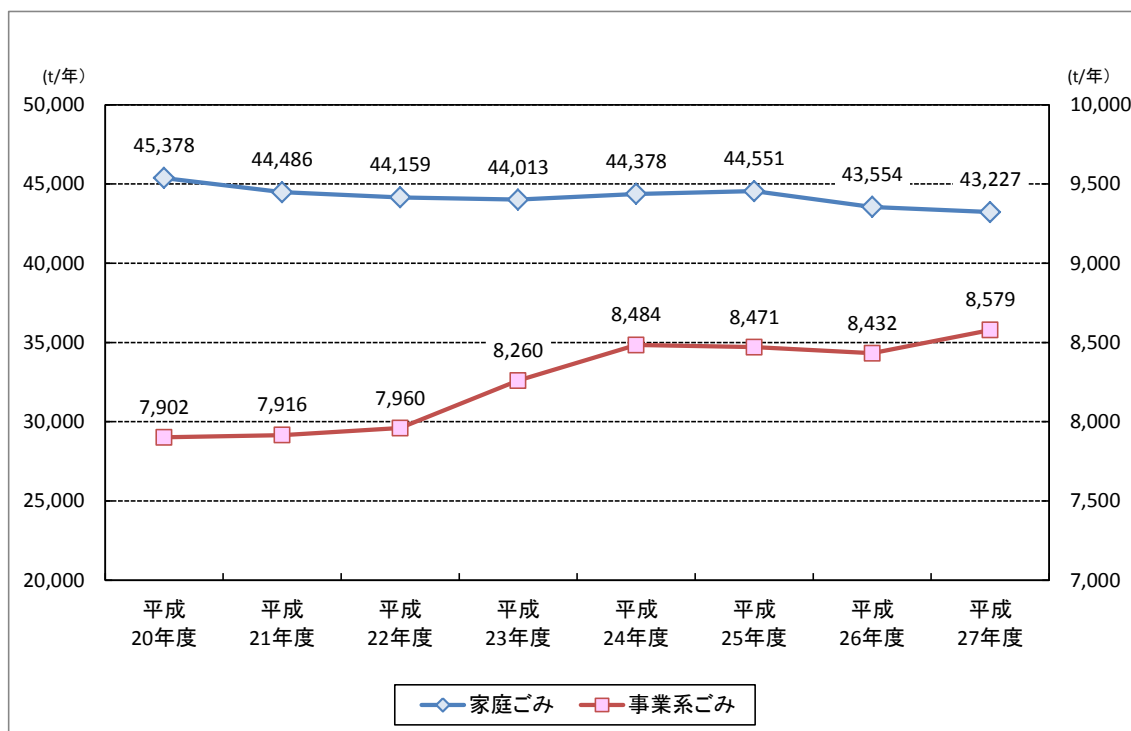
図6 市民一人1日当たりのごみ排出量の推移



(3) 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移

家庭ごみは排出抑制が図られ減少傾向にありますが、事業系ごみは増加傾向にあります。

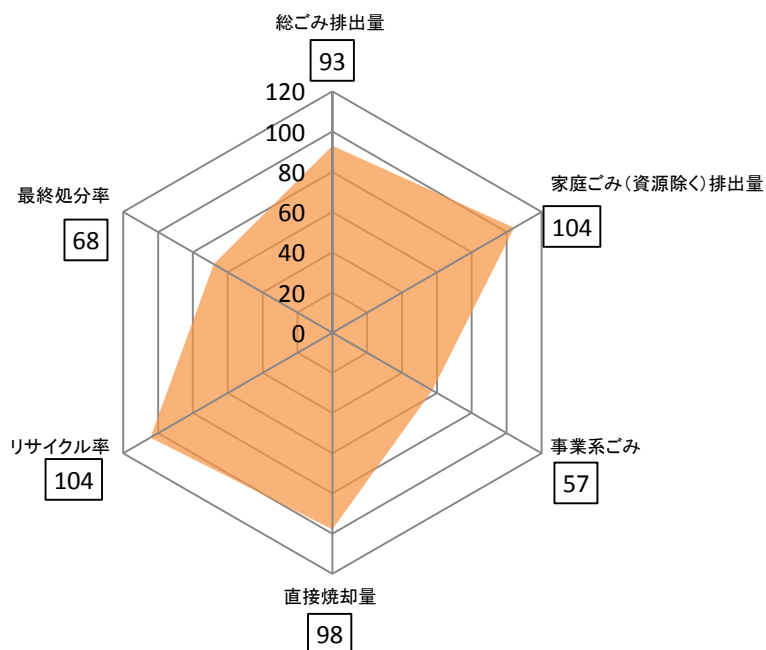
図7 家庭ごみ及び事業系ごみの排出量の推移



(4) 他都市との比較

本市と人口規模が同程度の都市（人口が10～20万人規模の都市150都市程度）のごみ量等の比較を行いました。

図8 他都市との比較分析結果



※1 同規模の都市(人口10～20万人規模の約150都市)の平均値を「100」とする

※2 総ごみ排出量、直接焼却量、家庭ごみ排出量、事業系ごみは原単位(g/人・日)で比較

※3 データは環境省 一般廃棄物処理実態調査(H26)を使用

【グラフの見方】

本市と人口が同規模の都市の平均値を「100」とし、市の数値(平均から見てどの程度か)は「□」の中に示しています。

例えば、本市の総ごみ排出量(原単位)は、「93」となっています。これは、平均よりも7%程度少ないことを示しています。

【比較結果】

総ごみ排出量原単位や家庭ごみ排出量原単位(資源物は除く)、焼却量、リサイクル率は、他の自治体と同程度のレベルとなっています。一方、事業系ごみ排出量原単位や最終処分率は、他の自治体と比較しても少なくなっていることが分かります。

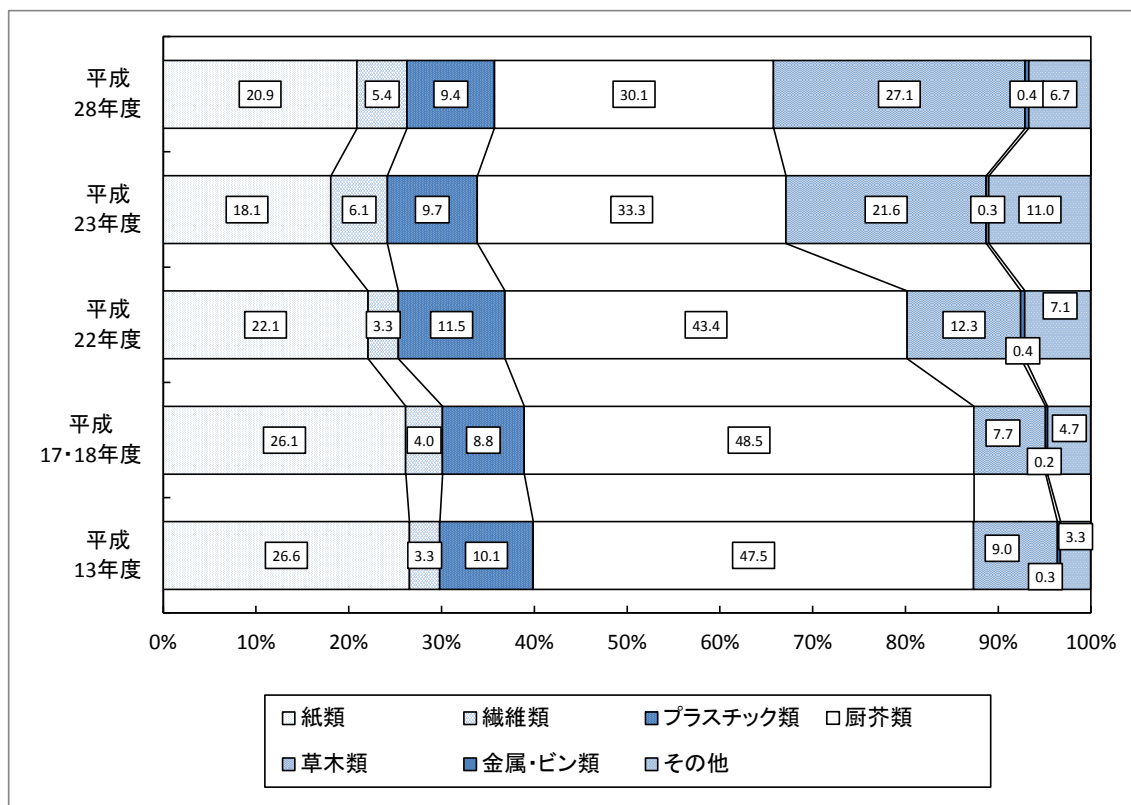
3 ごみの組成割合の推移

可燃ごみの組成割合は、次のとおりです。生ごみなどの厨芥類が最も多く、次いで草木類、紙類となっています。

平成28年度の調査においては、厨芥類の割合は約30%となり、減少傾向にあります。その反面、草木類の割合が大きくなっていることが分かります。

なお、平成28年度の調査は5月及び7月に実施したため、はだのクリーンセンターでの組成調査結果を基に季節的な変動を加味し、年間値に換算したものを掲載しています。

図9 ごみの組成割合の推移

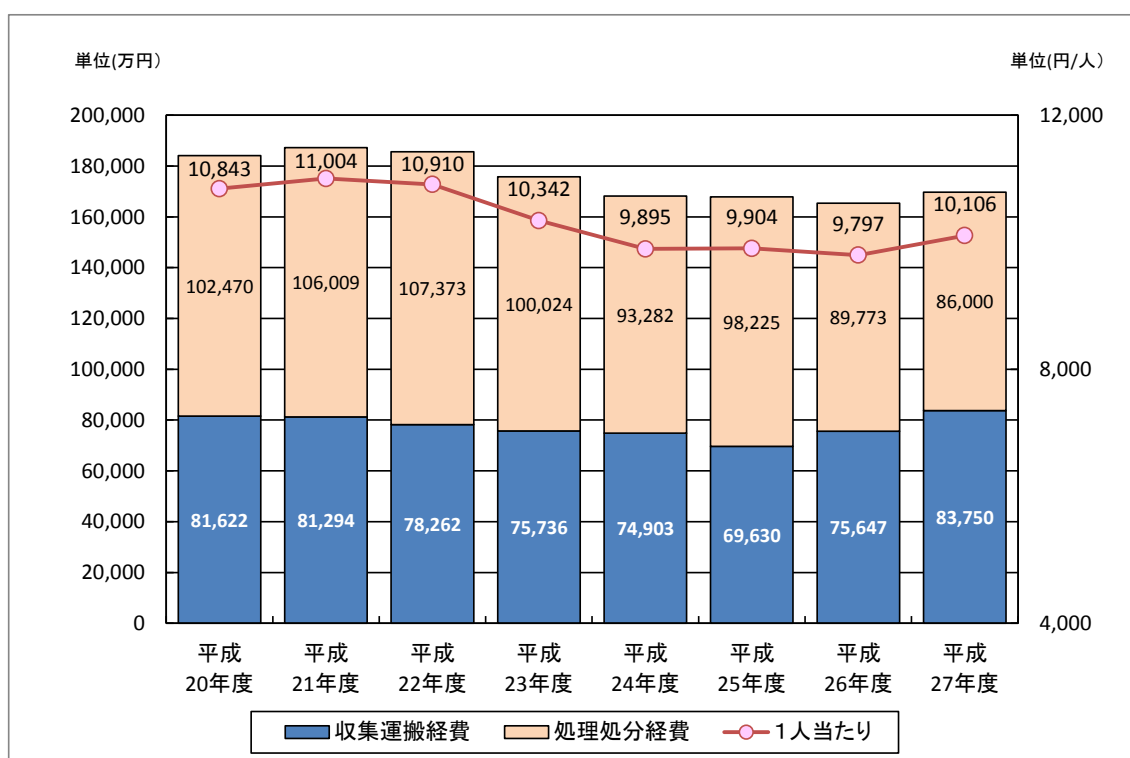


4 ごみ処理費用の推移

ごみの処理には、収集運搬経費（ごみ及び資源物を収集運搬する経費）と処理処分経費（ごみの焼却及び資源物の中間処理に係る経費等）で、年間約16億9,800万円、市民一人当たり約10,100円がかかっています。

近年は収集運搬経費、処理処分経費ともに微減傾向が続いていましたが、収集運搬経費については、民間委託化等の背景を理由に、平成27年度に増加しています。

図10 ごみ処理費用の推移



5 主なごみの減量・資源化施策の状況

ごみの減量及び資源化を推進するため、さまざまな施策を展開しています。

(1) 7分別22品目の分別収集

ごみの減量と資源の有効活用を図るため、平成11年度から6分別19品目の分別収集を開始し、平成19年度から剪定枝、平成23年度から廃食用油の分別収集、そして、平成25年度から小型家電の回収を開始しています。

表1 ごみと資源の分別区分

分別区分	分別品目
可燃ごみ	(1)可燃ごみ
不燃ごみ	(2)不燃ごみ
	(22)小型家電
粗大ごみ	(3)粗大ごみ
容器包装プラスチック	(4)ペットボトル
	(5)ペットボトル以外の容器包装プラスチック
蛍光灯など	(6)蛍光灯 (7)カセットボンベ スプレー缶など
	(8)乾電池 (9)体温計
資源物	(10)新聞 (11)雑誌類 (12)段ボール (13)牛乳等紙パック (14)紙箱
	(15)衣類・布類
	(16)カン
	(17)透明びん (18)茶びん (19)その他の色のびん
剪定枝・廃食用油	(20)剪定枝 (21)廃食用油
生ごみ	生ごみ(分別協力自治会で実施)

(2) さまざまな啓発活動の展開

ア 廃棄物減量等推進活動の自治会説明会

廃棄物減量等推進活動の自治会説明会を開催し、ごみ処理の現状、ごみの分別等に関する情報提供や自治会との意見交換を行っています。また、自治会からの依頼により、ごみの分別や収集場所の適正な利用についての出前講座を実施しています。

イ ごみ減量通信

ごみに関するさまざまな情報提供を行う「ごみ減量通信」を年4回発行し、自治会回覧及びホームページにおいて公開しています。

ウ イベント等における啓発活動

まつり等において、生ごみの減量啓発、生ごみ処理機及びディスプレイの普及活動やレジ袋削減キャンペーンを実施しています。

表2 イベント等における啓発活動内容（平成27年度実績）

1	商工まつり	【生ごみ減量の啓発】 ・堆肥化物の配布 ・生ごみ処理機購入費補助制度の紹介 ・ディスプレイの紹介 ・ごみ減量DVDの放映
2	北地区福祉ふれあいまつり	
3	西地区ふれあいまつり	
4	つるまき市民ふれあいまつり	
5	市民の日	
6	大根ふれあい祭り	
7	実朝まつり	



イベントでの啓発活動

エ 学校等における啓発活動

環境教育の一環として、小学校4年生を対象に、「ごみの話」やごみ収集車を使った体験学習、また、幼稚園やこども園等の未就学児や小学校低学年を対象とした出前講座を実施し、ごみの減量と資源の分別についての啓発活動を行っています。

表3 学校等における啓発活動内容（平成27年度実績）

ごみの話	出前講座
小学校 10校	小学校 4校 幼稚園・こども園等 12園



ごみの話



出前講座

(3) 集団資源回収奨励金

P T A、自治会、子ども会などで資源回収をしている団体に対し、回収した資源物に応じて奨励金を交付しています。平成27年度末で、約80の団体が登録しており、各地域で積極的な活動が行われています。

表4 集団資源回収（平成27年度実績）

登録団体数	回収量
79団体	約779t

(4) 資源物の拠点回収

収集日以外にも資源物を出しやすくするため、環境資源センター、公民館（一部除く）、大根・本町地区にストックハウスを設けています。

表 5 資源物のストックハウス

	搬入できる日時等	搬入できる資源物
環境資源センター	年末年始を除く毎日 8時30分～17時	ペットボトルを除く資源物
公民館	開館日の8時30分～17時 西、南、北、東、鶴巻、上、渋沢、南が丘	容器包装プラ
大根地区(南矢名)	年末年始を除く毎日 8時30分～17時	容器包装プラ、古紙、衣類・布類
本町地区(寿町)	年末年始を除く月～金曜日 8時30分～17時	容器包装プラ、古紙、衣類・布類



環境資源センター



大根地区

(5) 不用品交換制度

各家庭で不用となった生活用品等を必要とする人に紹介する「不用品交換制度」をホームページに設けています。登録数は平成27年度末で21件、成立率は19.0%です。

(6) 生ごみ処理機購入費補助制度

家庭ごみの約30%を占める生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機購入者に対し、購入費の一部を補助しています。また、平成26年度からは、コンポスト等の非電動式、さらに、平成27年度からは、ディスポーザーの設置についても補助対象を拡大し、家庭から出る生ごみの減量を促進しています。

表6 生ごみ処理機購入費補助額一覧

種類	補助額	
電動式	購入費の1/2 (上限4万円)	維持管理費として1万5千円 (買換えに限る)
非電動式	購入費の1/2 (上限4万円)	
ディスポーザー	購入費の1/2 (上限4万円)	設置工事費の1/2 (上限1万5千円)

表7 生ごみ処理機購入費補助台数

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
補助台数	115台	93台	52台	42台	49台	51台	56台	53台
(うち、買替台数)	(40台)	(44台)	(29台)	(19台)	(32台)	(34台)	(31台)	(19台)
(うち、非電動式)	-	-	-	-	-	-	(8台)	(13台)
(うち、ディスポーザー)	-	-	-	-	-	-	-	(9台)



(7) 生ごみ分別収集事業

平成18年度から、生ごみを資源物の一つと位置付け、分別協力世帯から収集しています。回収した生ごみは、平成22年度末に導入した大型生ごみ処理機で堆肥化し、畑などで使えるよう協力世帯に還元しています。

表8 生ごみ分別収集協力世帯数と回収量

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
協力世帯数	500世帯	600世帯	600世帯	900世帯	900世帯	900世帯	900世帯	900世帯
回収量	45t	55t	52t	65t	61t	61t	63t	54t



分別収集の様子



大型生ごみ処理機

6 収集及び運搬の状況

市内のごみ収集場所は、平成27年度末で3,885箇所あり、自治会等が日常管理しています。ごみ収集場所に出されたごみや資源物は、はだのクリーンセンター、伊勢原清掃工場及び民間の中間処理施設に搬入しています。

また、可燃ごみを収集する車両（直営）は、ハイブリッド車や天然ガス自動車などの環境負荷の少ない低公害車を導入しています。

表9 収集区分

分別区分（収集日別）	分別品目	収集日	収集
可燃ごみ	可燃ごみ	週2回	直営・委託
不燃ごみ	不燃ごみ	月1回	委託
	小型家電	自己搬入	-
粗大ごみ	粗大ごみ	月2回戸別収集 自己搬入	委託
容器包装プラスチック	ペットボトル	隔週水曜	直営・委託
	容器包装プラスチック		
蛍光灯など	蛍光灯、カセットボンベ、 スプレー缶、乾電池、体温計等	月1回	委託
資源物	新聞、雑誌類、段ボール、 牛乳等紙パック、紙箱	月2回	委託
	衣類・布類		
	カン		
	びん（透明、茶、その他の色）		
剪定枝・廃食用油	剪定枝、廃食用油	月1回	委託
生ごみ	生ごみ（分別協力自治会で実施）	週2回	委託

(1) 夜間戸別収集

まちの美観を保つとともに、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上及び防犯パトロールなどを目的として、平成19年度から東海大学前駅南口地区の南矢名一丁目、平成26年度から秦野駅北口地区の本町一丁目及びその沿道で、可燃ごみの夜間戸別収集を行っています。

(2) ほほえみ収集

ごみや資源物を収集場所まで出すことが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、登録制による戸別収集を行っています。平成27年度末で124世帯の登録があります。

7 中間処理及び最終処分の状況

(1) 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの中間処理及び最終処分

可燃ごみは、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場（90t/日焼却施設）において焼却し、排出される焼却灰は、栗原一般廃棄物最終処分場にて埋立処分を行っています。また、一部の焼却灰は民間施設で資源化及び埋立処分しています。飛灰は、薬剤により無害化して栗原一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、破碎のうえ選別、可燃性のものは焼却し、鉄などの資源は回収、不燃物残渣については民間施設で再資源化及び埋立処分しています。

表10 焼却施設の状況

区分	はだのクリーンセンター (200t/日焼却施設)	伊勢原清掃工場 (90t/日焼却施設)
型式	ストーカ式	ストーカ式
ピット容積	8140m ³	870m ³
建設年月	平成22年2月 ～平成25年1月	昭和58年2月 ～昭和60年10月
備考	ごみ発電 (定格3,820kW)	平成12年度に ダイオキシン類削減 対策工事を実施

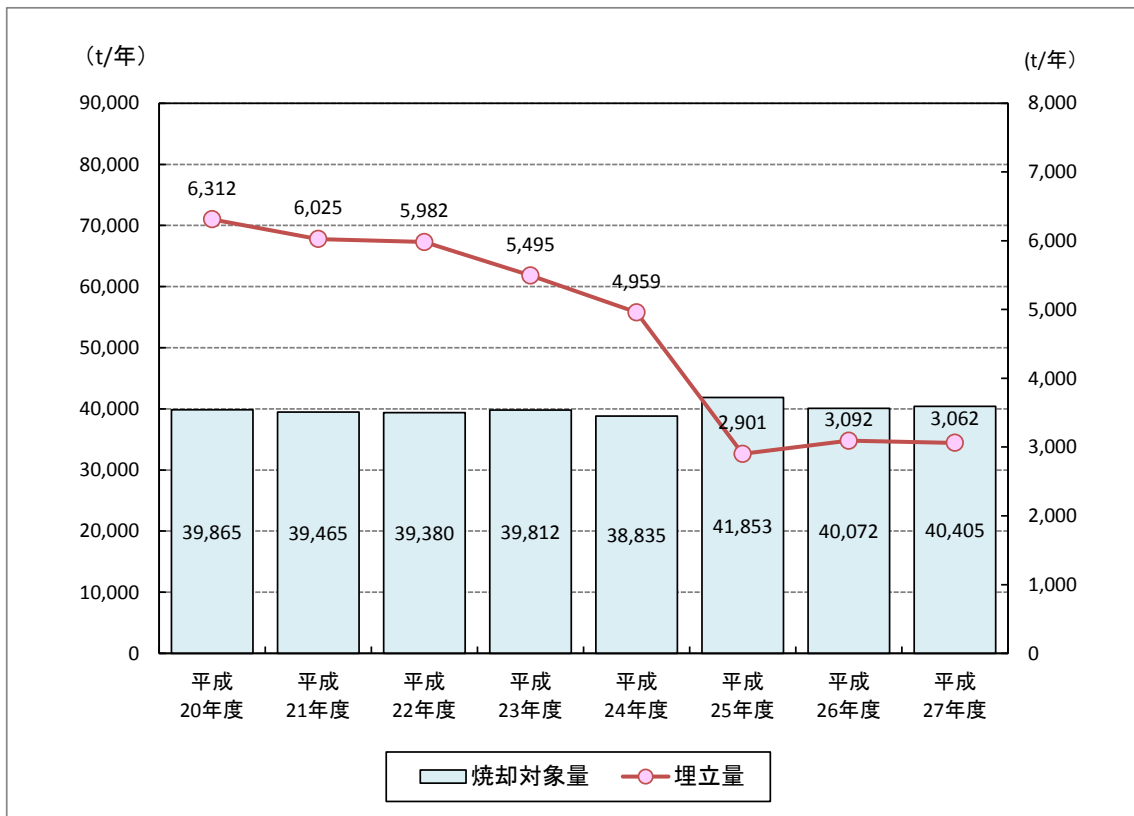
表11 不燃・粗大ごみ処理施設の状況

設備区分	圧縮 手選別	破碎(併用)	受入・供給 (ピット&クレーン)
処理能力	12t/5h 10t/5h	30t/5h	400m ³
建設年月	昭和46年7月～ 昭和47年1月	昭和54年6月～ 昭和54年12月	昭和62年6月～ 昭和63年3月
備考	油圧プレス式 コンベア選別	縦型回転式	鉄筋コンクリート水密構造 天井走行クレーン

表 1 2 栗原一般廃棄物最終処分場の概要

項目	内容	
敷地面積	24,370.69m ²	
埋立面積・容量	(1期分)	4,700m ² 25,500m ³
	(2期分)	12,060m ² 107,000m ³
	(変更届出分)	0m ² 42,500m ³
	(全体計画)	16,760m ² 175,000m ³
埋立開始	平成5年5月	
埋立構造・方式	準好気性埋立・セル方式	

図 1 1 焼却量及び埋立量の推移



(2) 収集資源の中間処理

資源物のうち、容器包装プラスチック及びペットボトルは、再商品化に必要な選別、圧縮・梱包を行い、再生処理業者に引渡しています。剪定枝は、委託業者においてチップ化し、市民等に無料配布しています。そのほか、古紙、びん、カン、衣類・布類は、それぞれ再生処理業者に引渡しています。蛍光灯、乾電池等は、水銀や鉄などの資源を回収しています。

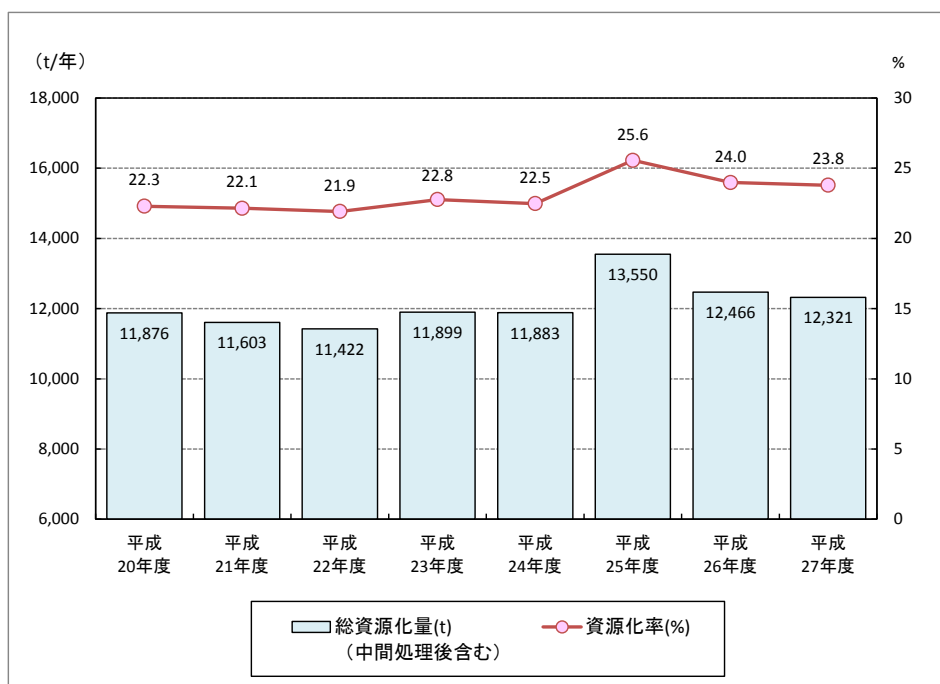
また、粗大ごみのうち、木製製品は選別し、チップ化、布団や毛布についても選別し、資源化しています。

さらに、小型家電は、公共施設に設置する回収ボックスにより拠点回収し、有用金属（レアメタル）等を再生利用しています。

平成28年度から公共施設の維持管理等で出た刈り草ごみについても、資源化を開始しており、今後、その結果を検証した上で、家庭から出る刈り草ごみについても段階的に資源化を実施します。

資源物は、容器包装の軽量化、古紙の排出量減少、集団資源回収量の減少等により排出量が減少していましたが、はだのクリーンセンターから出る焼却残渣の資源化を進めたため、資源化量、資源化率ともに増加しています。

図 1 2 収集資源物の推移





古紙のべール品



衣類の再生品

表 1 3 剪定枝チップ化の実績

	収集量	チップ量
平成23年度	195.79t	185.55t
平成24年度	338.12t	330.26t
平成25年度	206.59t	196.26t
平成26年度	283.96t	264.2t
平成27年度	163.28t	153.49t



剪定枝チップ

第2節 ごみ処理の課題

1 施策の実施状況

本計画に定めた78の事業の実施状況、検討中及び要検討となっている事業とその今後の方向性については次のとおりです。

図13 計画事業の実施状況

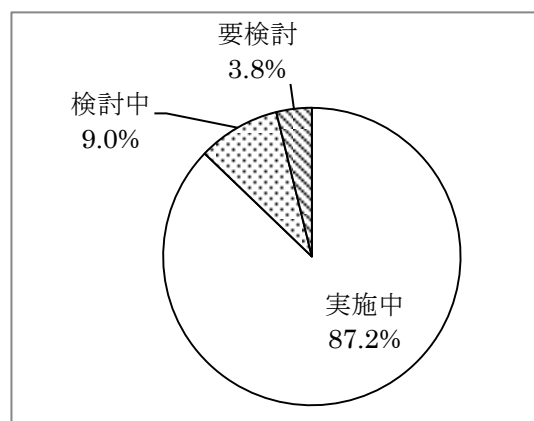


表14 検討中・要検討事業

		事業	今後の方向性
検討中の事業	1	不用品交換システムの整備	より利用しやすいシステムの構築。
	2	粗大ごみ処理手数料の見直しの検討	処理経費と処理量を考慮し、検討。
	3	生ごみの有効利用方法の調査研究	分別収集世帯の拡大も含め、効果的かつ効率的な減量手法を検討。
	4	不燃・粗大ごみ処理施設の整備の検討	秦野市伊勢原市環境衛生組合の所管事業。伊勢原市、同組合と検討。
	5	栗原一般廃棄物最終処分場の最終的な跡地利用を考慮した埋立方法の検討	秦野市伊勢原市環境衛生組合の所管事業。伊勢原市、同組合と検討。
	6	伊勢原清掃工場90 t / 日焼却施設の延命化	新たな焼却施設の建設は行わず、秦野市及び伊勢原市のごみの焼却量を考慮し、90 t / 日焼却施設延命化を行う。
	7	ごみの有料化等の検討	今後のごみ量の推移をみて、導入に必要な条件等の具体的方策の検討。
要検討事業	1	使用済み紙おむつの資源化の研究	資源化の方策について研究。
	2	事業系ごみ処理手数料の見直し	秦野市伊勢原市環境衛生組合の所管事業。伊勢原市、同組合と検討。
	3	プラスチック製品の資源化の研究	引き続き、資源活用の方法を研究。

2 今後の課題

(1) ごみ処理費用

ごみ処理費用については、将来的な人口の減少を踏まえ、効率的な収集運搬ルートを検討や処理処分方法を検討する必要があります。

(2) ごみの排出抑制及び資源化

ア ごみの排出抑制

本市のごみ排出量は横ばいで推移していますが、今後、焼却処理するごみについては、はだのクリーンセンターだけで安定的に処理できる量までさらに減らす必要があります。

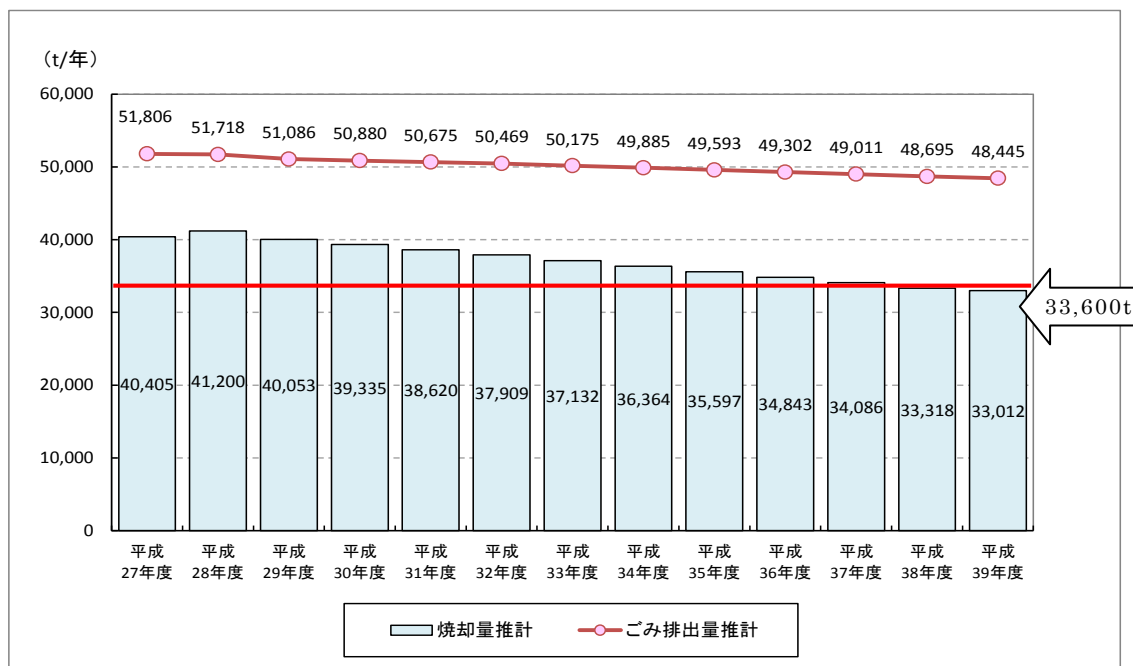
このことから、焼却施設への搬入量の実績をもとに、本市分の目安を次のように設定しています。

■本市分のはだのクリーンセンター年間処理量の上限

$$\begin{aligned} & \text{はだのクリーンセンター1日処理量} \times \text{年間稼働日数} \times \text{本市のごみ搬入割合} \\ & 200\text{トン} \times 280\text{日} \times 60\% = 33,600\text{トン} \end{aligned}$$

このため、家庭ごみだけでなく、事業系ごみについても、分別の徹底や、食品関連事業者に対する食品リサイクル法に基づく資源化の促進等による排出抑制が求められています。

図 1 4 焼却量推計とはだのクリーンセンター処理量の上限



イ ごみの資源化

資源物の処理処分を持続可能なものとするためには、売却益の増加等、歳入確保に努める必要があります。このため、分別の徹底と適正排出に努めるとともに、資源物の質を高めることが求められます。国に引渡して再商品化を進めているガラスびん、容器包装プラスチック及びペットボトルは、それぞれ国の基準に見合う品質を確保し、再商品化合理化拠出金制度の対象基準を上回る品質が求められます。

また、生ごみ堆肥化事業については、今後、生ごみ分別収集協力世帯の拡大も含め、効果的かつ効率的な減量手法を検討し、堆肥化物が十分に活用される循環システムを構築するとともに、費用対効果を含めた実績評価を行うことが求められています。さらに、各家庭が比較的導入しやすいコンポスト容器等の非電動式生ごみ処理機を使った生ごみの堆肥化事業の在り方などが課題となっています。

ウ ディスポーザーの普及による生ごみの排出抑制

ディスポーザーの普及により、下水道施設の有効活用を図るとともに、生ごみの排出抑制に有効なディスポーザーに関する情報の周知を図り、ディスポーザーの普及啓発を推進することで、生ごみを排出しないライフスタイルへの転換を進めます。

エ 啓発事業等

ごみの排出抑制や資源化を進めるためには、各家庭における分別の徹底が求められます。このため、自治会の協力による廃棄物減量等推進員との連携を強化し、分別の徹底に対する啓発活動を支援します。

なお、啓発事業については、アンケート等で効果を確認し、より効果的な啓発となるよう手法を検討します。

また、ごみの減量・資源化の啓発活動について、自治会等に加入していない人など、ごみ持ち出しルール of 周知が難しい市民に対し、効果的かつ継続的な周知活動を進めます。

(3) 収集運搬

道路、歩道上にある収集場所は、交通の妨げや収集時の危険性が懸念されるため、開発によって市に帰属された収集場所等への統合整理について、自治会等と連携して改善を図ります。

また、ごみ持ち出しルールが守られず、管理の行き届いていない収集場所に対し、指導・啓発する必要があります。このため、自治会や共同住宅管理会社等と連携して改善を図ります。

(4) 不法投棄

市は、監視カメラの設置や、不法投棄防止キャンペーン事業実行委員会による活動、市民・事業者・行政が一体となったごみの持ち帰り運動などを推進し、不法投棄の撲滅を目指しています。こうした取組を行っていますが、不法投棄は後を絶ちません。今後は、監視カメラの充実を図るとともに、不法投棄の多い家電4品目について、リサイクル制度の見直しを国及び県に要望していきます。

表 1 5 不法投棄物の撤去実績

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
撤去日数	153日	126日	151日	153日	179日
撤去個数	2,609個	2,065個	1,877個	1,364個	1,717個



回収された不法投棄物

第3節 ごみ処理行政の動向

1 国及び県の目標

(1) 国の目標

環境省は、平成28年1月21日に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更について発表し、その中で廃棄物の減量について、次のとおり施策目標を定めています。

排出量については、平成32年度において、平成24年度比約12%削減が目標値として設定されています。

表16 国の施策目標における目標値

	平成32年度目標値
排出量	平成24年度比約12%削減
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	500g
再生利用率	約27%に増加
最終処分量	平成24年度比約14%削減

(2) 県の目標

神奈川県では、県内の廃棄物施策を推進するため、平成13年度に「神奈川県廃棄物処理計画」を策定しましたが、循環型社会づくりに向けた方向性を端的に示すため「神奈川県循環型社会づくり計画」と名称を変更し、平成24年3月に策定しました。

この中で、「廃棄物ゼロ社会」を目指し、排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量について、次の目標を設定しています。目標値は、平成33年度において平成21年度比で、排出量94%、再生利用量119%、減量化量85%、最終処分量84%がそれぞれ設定されています。

表 1 7 神奈川県廃棄物処理計画における目標値

(万トン)

	基準			目標					
	平成21年度			平成28年度			平成33年度		
		構成比	指数		構成比	指数		構成比	指数
排出量	313	100%	100	301	100%	96	292	100%	94
(生活系)	240	77%	100	233	77%	97	227	78%	95
(事業系)	73	23%	100	68	23%	93	65	22%	90
再生利用量	76	25%	100	85	28%	112	91	31%	119
減量化量	207	66%	100	190	63%	91	176	61%	85
最終処分量	29	9%	100	26	9%	91	25	8%	84

2 個別施策

(1) 国の施策

国では、資源循環型社会の構築を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づいた循環型社会形成推進基本計画を平成15年3月に定め、各種施策を推進しています。平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成推進基本計画では、国において、以下の取組を実践することとしています。

- ・ 2 R の取組がより進む社会経済システムの構築
- ・ 循環資源の高度利用と資源確保
- ・ 安全・安心の確保
- ・ 循環型社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化
- ・ 廃棄物の適正処理
- ・ 国際的取組

(2) 県の施策

神奈川県では、「神奈川県廃棄物処理計画」において、廃棄物の削減、循環型社会構築のための施策として、表 17 に示す施策事業を推進しています。

表 18 神奈川県廃棄物処理計画の施策事業（平成 27 年度の実施内容）

大柱	中柱	小柱	概要
1.資源循環の推進	1.生活系ごみの発生抑制、再利用、循環的利用の推進	(1)生活系ごみの発生抑制等の推進	県民、事業者一人ひとりが「ものを大切に使う」行動が促進されるよう、普及啓発に取り組むとともに、3Rを推進する事業者への支援を行います。また、市町村への情報提供・技術的支援に努めます。
		(2)ごみ処理広域化の推進	市町村の相互の連携・協力により策定された「ごみ処理広域化実施計画」の推進を図り、3Rの推進による循環型社会づくり及びごみの適正処理による環境負荷の低減に向けた取組を進めます。
		(3)環境教育の推進	持続可能な社会の実現に向け、「自ら考え、選択して行動する人」を育てるため、学校や家庭、地域における環境教育・環境活動を支援するための情報提供・相談体制の強化や、しくみづくりなどを進めます。
	2.事業系ごみの発生抑制、再利用、循環的利用の推進	(1)事業系ごみの発生抑制等の推進	事業系ごみについて、市町村と連携しながら発生抑制、循環的利用を進めるとともに、事業者の生産工程や流通過程での自主的な「ものを大切に使う」取組を推進します。
		(2)循環型社会ビジネスの振興	地域における循環型社会ビジネスを振興します。
		(3)建設廃棄物の循環的利用の推進	今後、大幅な増加が予想される建設廃棄物について、建物の長寿命化等による発生抑制や、建設リサイクル法等に基づくリサイクルの推進を図ります。
		(4)上下水道汚泥等の循環的利用の推進	下水道汚泥と、上水道における浄水過程で発生する汚泥について、減量化や循環的利用の取組を進めます。また、食品リサイクルに関する普及啓発等を行います。
	3.発生抑制等の基盤整備	(1)各種リサイクル法の円滑な施行	各種リサイクル法(容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法など)が、地域において円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者間の調整に努めます。また、リサイクルを進める上で課題となる点について、市町村の要望等を踏まえながら、国等へ制度の整備や見直しについて働きかけます。
		(2)都道府県域を超えた広域的な取組の推進	最終処分場の残余容量の逼迫や不法投棄問題など深刻化する首都圏などの廃棄物問題に対して、他の都道府県等と連携・協力し、廃棄物の発生抑制や資源化の推進、不適正処理の防止などについて、広域的な取組を進めます。
		(3)環境関連技術の研究、開発の推進	リサイクル技術や適正処理技術などの環境関連技術の研究、開発を推進します。
4.低炭素社会に向けた発生抑制等の推進	地球温暖化防止に向けた取組の推進	廃棄物の発生抑制やグリーン購入を推進するとともに、廃棄物のエネルギー利用を促進し、低炭素社会に向けた地球温暖化の防止に貢献する取組を推進します。	

大柱	中柱	小柱	概要
2.適正処理の推進	1.廃棄物の適正処理の推進	(1)一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物処理施設の整備、運営の支援などにより、一般廃棄物の適正処理を進めます。
		(2)産業廃棄物の適正処理の推進	排出事業者及び処理業者に対し、産業廃棄物の適正な保管や処理の指導を行うとともに、優良な廃棄物処理業者を関係団体と協力して、育成・支援します。
		(3)産業廃棄物中間処理施設の整備と維持運営	民間の産業廃棄物中間処理施設の整備と適切な維持運営を促進します。
		(4)産業廃棄物最終処分場の維持運営と確保	安全性のモデルとなる県立県営の産業廃棄物最終処分場「かながわ環境整備センター」の適正な運営に取り組むとともに、民間の産業廃棄物最終処分場の整備と適正な維持運営を促進します。
		(5)負の遺産の計画的な処理	ダイオキシン類対策等で休廃止し、解体されずに残っている焼却施設の計画的な解体・撤去や、処理が困難なため長期間にわたり保管が続いているPCB廃棄物の適正処理など、いわゆる「20世紀の負の遺産」の清算を進めます。
	2.不法投棄の未然防止対策の推進	(1)不法投棄を許さない地域環境づくり	不法投棄を許さない地域環境づくりをめざして、不法投棄の撲滅に向けた県民、NPO、事業者等と連携・協力した取組や監視活動を行います。
		(2)産業廃棄物の不適正処理対策の推進	廃棄物処理法及び条例に基づく保管届出や県民からの調査等の請求制度などの運用及び関係機関や近隣の都県市と連携した取組により、産業廃棄物の不適正処理防止を推進します。
		(3)不法投棄の現状回復に向けた取組	不法投棄の常習化、大規模化を防ぐため、不法投棄の原状回復を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を進めます。
3.大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築		災害時に発生する廃棄物への対応	東日本大震災のように広域的に複数の市町村が大規模に被災した場合を想定し、市町村と連携し、適正な廃棄物処理を行います。

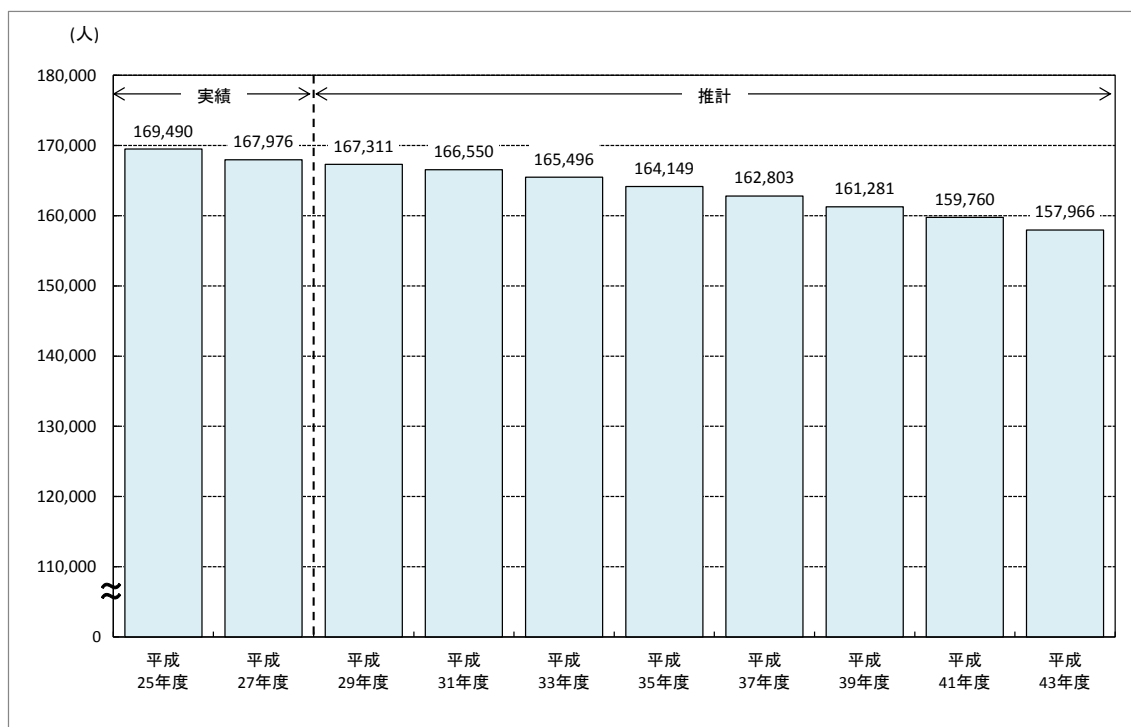
第3章 人口とごみ量の将来予測

第1節 人口の予測

本市の人口は、昭和30年の市制施行以降、年々増加してきましたが、平成21年1月には17万人を超え、平成22年9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、今後も減少傾向は続くものと予測されています。

本計画の推計人口は、「秦野市人口ビジョン」の人口推計結果を採用しています。

図15 推計人口



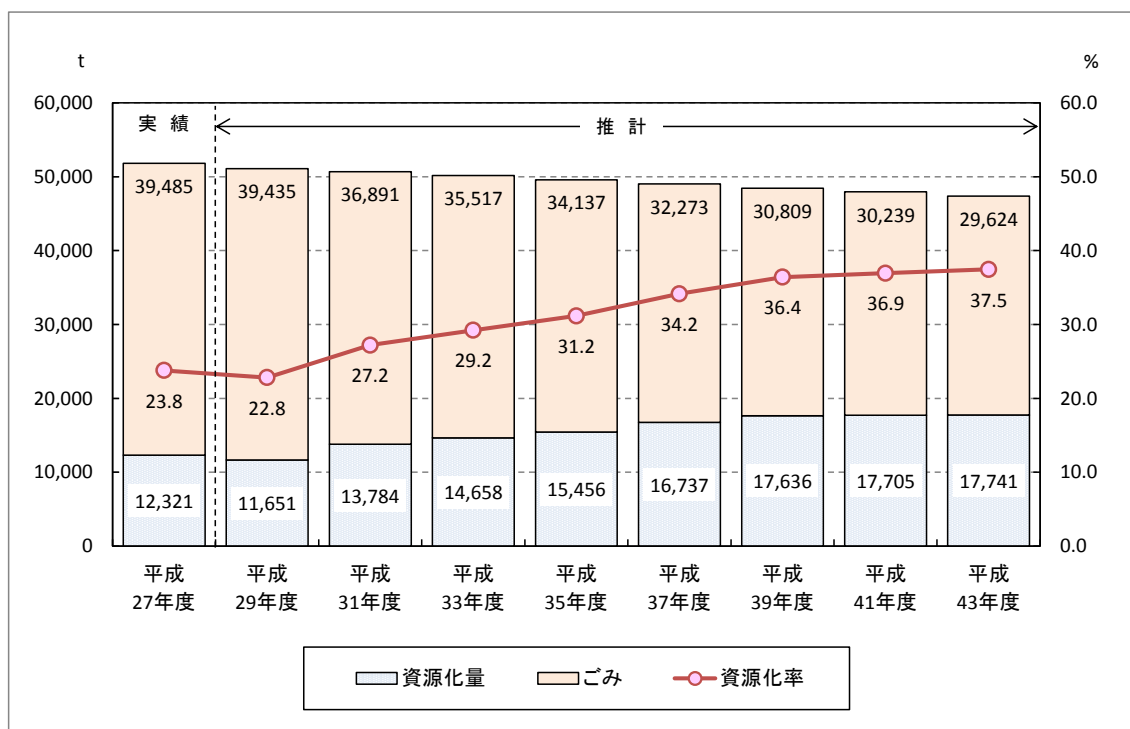
第2節 ごみ量の予測

ごみ量については、平成27年度（現在）生活水準を維持し、人口の減少によってごみ量が減少すると仮定しました。

さらに、平成38年度までに、はだのクリーンセンター1施設体制で処理を行う必要があるため、新たな施策による減量効果等を加え、将来におけるごみ量を算出しました。

ごみ量は、総ごみ排出量から総資源化量を除いたものを指し、総資源化量及び資源化率は、中間処理前の数値です。

図16 ごみ減量・資源化施策を実施した場合のごみ量の予測



第4章 ごみ処理の基本方針

第1節 基本理念

自然と密接な歴史や文化

本市は、北には丹沢山塊が連なり、南には渋沢丘陵があり、美しく豊かな自然に恵まれています。昔から丹沢のふところから流れ出る川の水や地下水は、飲料水や農業用水として利用されてきました。また、里山の雑木林は薪や炭の燃料を供給する資源として、また落葉はタバコ生産のための堆肥として利用するなど、我々の祖先は自然と密接に関わりながら歴史や文化を創り上げてきました。

環境問題と循環型社会の形成

都市化の進展、エネルギー革命、生活様式の変化などによって、国民生活は豊かになり、自然との関わりが薄くなりました。我々は豊かさを享受するため大量の資源やエネルギーを消費した結果、地球規模の環境問題が生じました。

経済活動を維持しながら、資源採取量を減らし、廃棄されるものを資源として無駄なく活用する「ゼロエミッション社会」の構築を推進するべく、国においては、平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、その後、リサイクルの推進に関する各種の法体系を整備しています。また、平成25年には、第三次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、循環型社会の形成を目指す取組を実践することとしています。

基本理念とその実現に向けて

本市においても、これらの状況を踏まえるとともに、本市の歴史的背景・風土を活かし、市民や事業者と協働で、さまざまな段階において出来る限りごみの排出を抑制し、再使用、再生利用に努める必要があります。また、やむを得ずごみとして処理する場合においても、極力環境に配慮した適正処理を推進することが必要です。

そこで、本市では、次の基本理念を掲げ、実現を目指します。

市民の意識改革で環境先進都市を目指す

第2節 基本方針

ごみ処理の基本理念を達成するため、6つの基本方針を次のとおり定めます。

方針1 ごみの排出抑制

各家庭及び各事業所は、ごみを出さない生活様式及び事業活動への転換を図り、出来る限りごみの排出を抑制します。

方針2 有機性廃棄物の減量・資源化の促進

可燃ごみの約30%を占める生ごみの減量を進めるとともに、新たに家庭から出る刈り草ごみの資源化を推進します。

方針3 資源化の拡充

可燃ごみに含まれる資源化できるごみの分別徹底や、集団資源回収の促進及び焼却施設から排出される焼却灰の資源化を進めます。

方針4 環境教育・環境学習の推進

市民のごみ意識を向上させ、ライフスタイルの変化を促すため、環境教育・環境学習の推進を図ります。

方針5 市民・事業者・行政によるパートナーシップの推進

市民、事業者、行政がそれぞれ自らの責務を自覚し、互いに協働し合う社会の実現を目指します。

方針6 周辺環境に配慮した安全・安心な施設の運営

秦野市伊勢原市環境衛生組合による広域処理体制の中で、循環型社会に対応し、周辺環境に配慮した、はだのクリーンセンター及び伊勢原清掃工場の安全で安心な施設運営を行います。

第3節 市民、事業者、行政の役割

ごみの排出を抑制し、分別の徹底及び資源物のリサイクルを推進することにより、基本理念「市民の意識改革で環境先進都市を目指す」を実現するため、市民、事業者、行政は、それぞれの役割を果たすことが求められます。

図17 市民、事業者、行政のパートナーシップ

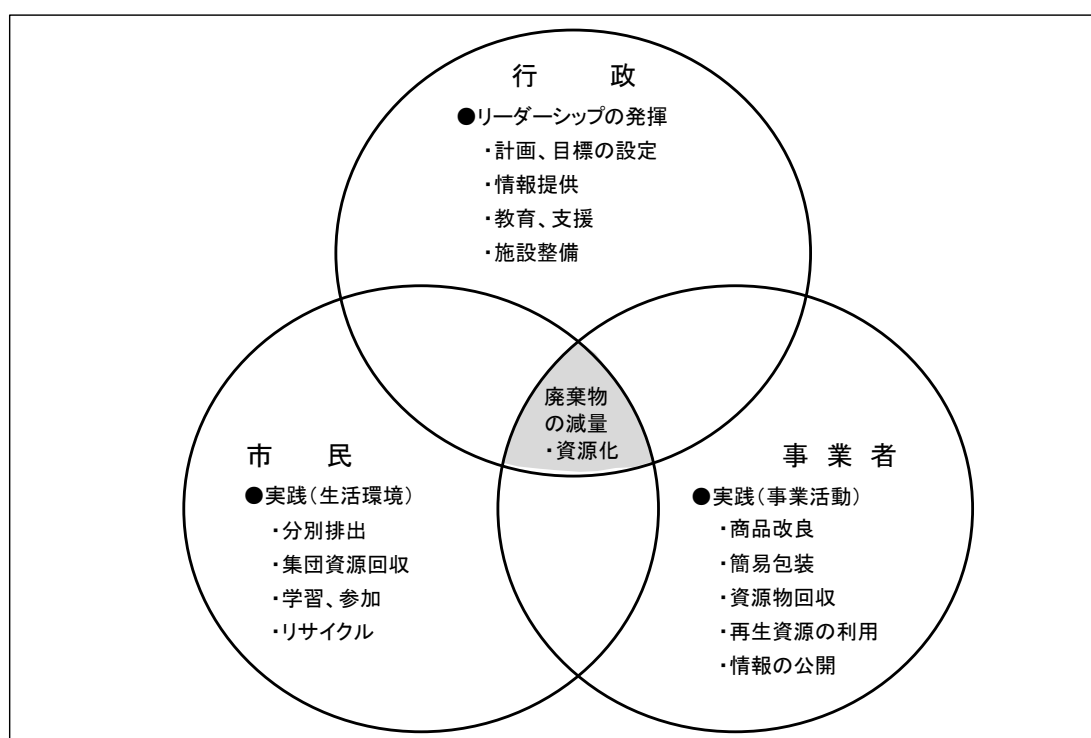


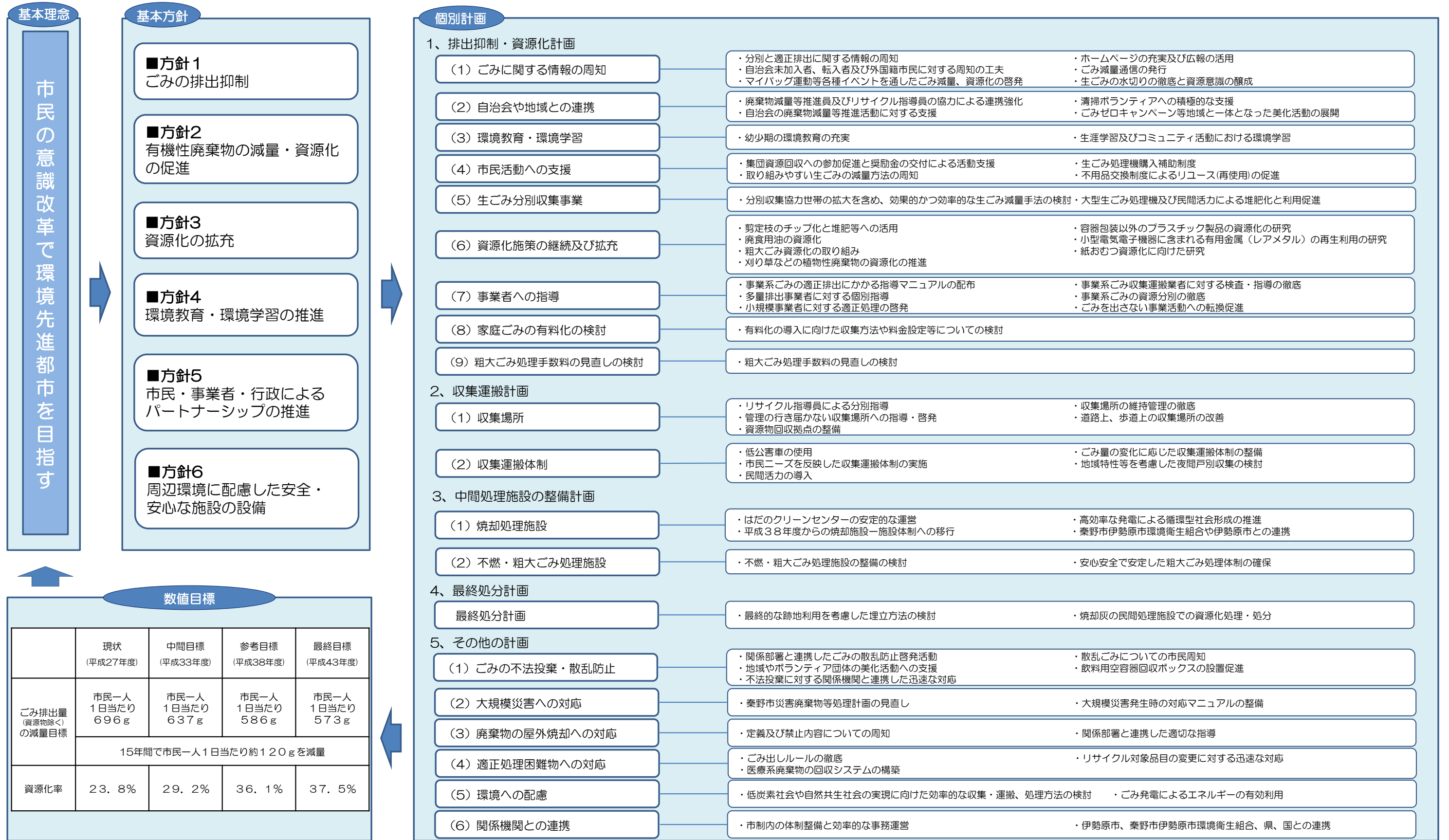
表 19 市民、事業者、行政の役割

市民の役割
<ul style="list-style-type: none"> (1) すぐごみとなるもの、無駄なものを買わない。 (2) 過剰包装は断る。 (3) 食べ残さない、買った食品は使いきる。 (4) 生ごみの水切りを徹底する。 (5) レジ袋削減のためマイバッグ等を活用する。 (6) フリーマーケットやバザー等を活用する。 (7) ごみと資源の分別を徹底し、ルールを守って排出する。 (8) リサイクル商品を購入する。
事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> (1) すぐごみとなるものを作らない、扱わない。 (2) 過剰包装をしない。 (3) 生ごみや古紙類などは、できる限り資源化する。 (4) 排出するごみは、分別を徹底し、適正に処理する。 (5) 再生資源を利用した製品を作る。 (6) 店頭回収や自主回収ルートを整備する。
行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> (1) 収集したごみ及び資源物を適正に処理する。 (2) ごみの減量、資源化を推進する施策を展開する。 (3) ごみの減量、資源化に関する情報の発信及び啓発活動を推進する。 (4) 環境教育及び環境学習を推進する。

第4節 施策体系

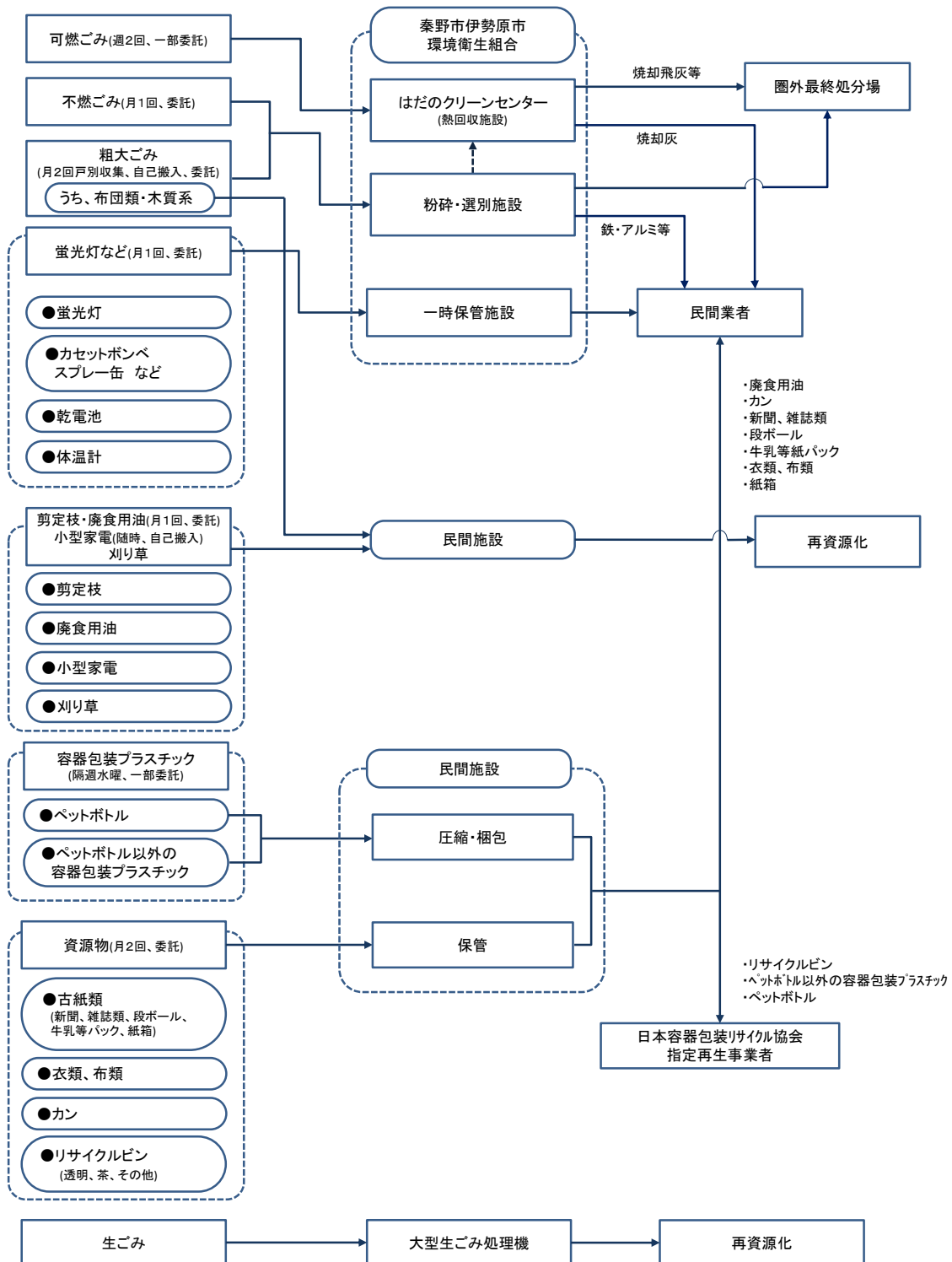
本計画の施策体系図を次に示します。

図 1 8 施策体系図



第5節 最終目標年度におけるごみ処理体系

図19 将来のごみ処理体系図



第6節 数値目標

1 ごみ排出量（資源物除く）の減量目標

数値目標は、前計画から引き続き市民一人1日当たりのごみ排出量（資源物を除く）とします。

家庭ごみにおいては、可燃ごみとして排出されている資源物の分別強化や生ごみの水切り等による減量化を行います。

事業系ごみについては展開検査及び指導の強化を行うことで搬入されるごみの減量を進めます。

また、平成38年度までに、はだのクリーンセンター1施設体制で処理できる量まで減量する必要があることを踏まえ、目標値を以下のように設定しました。

図20 新たなごみ排出量の目標値を実現する要素

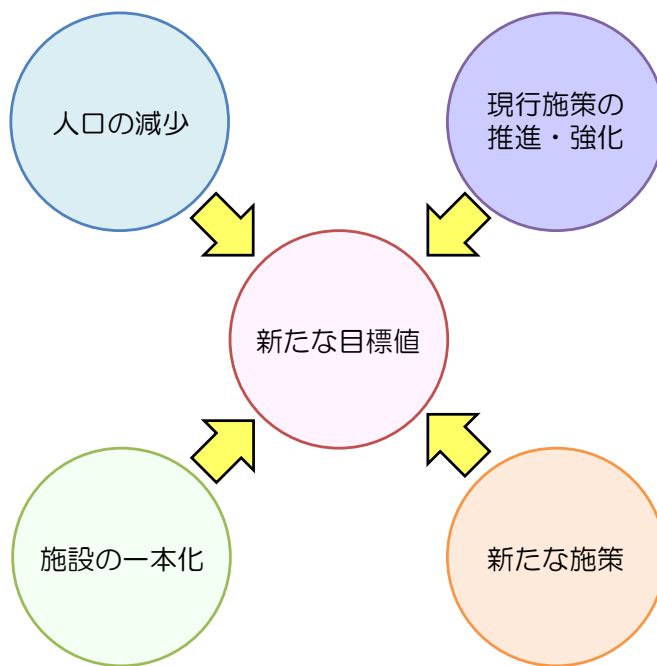
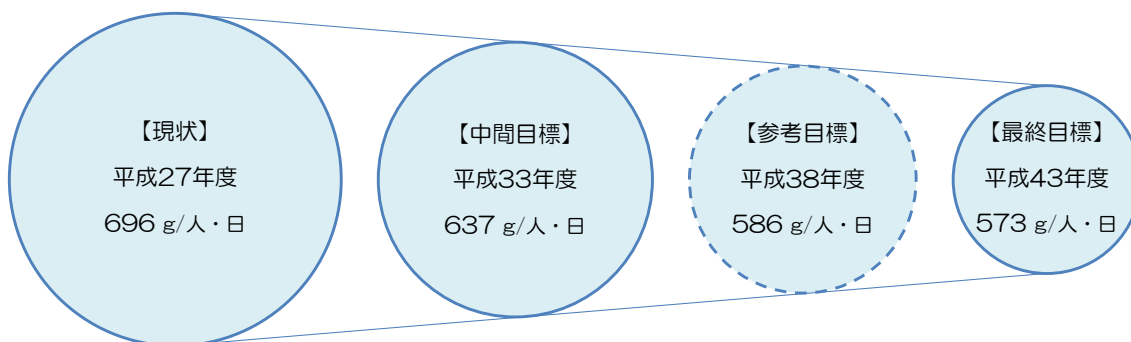


図21 ごみ排出量（資源物除く）の目標値



2 資源化率

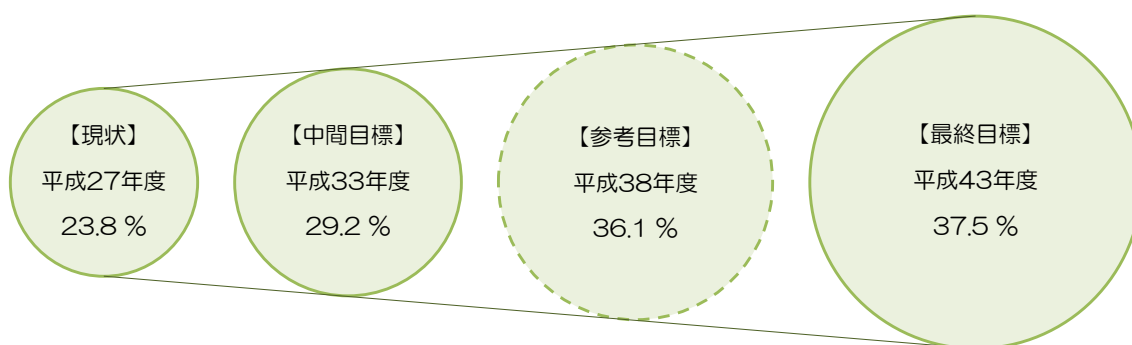
資源化率は、分別収集による資源量、集団資源回収による資源量、及び中間処理施設での資源化量の合計が総ごみ排出量に占める割合を指します。

$$\frac{\text{分別収集資源量} + \text{集団資源回収量} + \text{施設での資源化量}}{\text{総ごみ排出量}} \times 100 = \text{資源化率}$$

ごみの焼却量を削減するため、可燃ごみに排出されている資源物の分別強化を進めるとともに、刈り草ごみの資源化を開始し資源化率の向上を図ります。

また、中間処理施設での資源化として、はだのクリーンセンターから発生する焼却灰の資源化を推進します。

図 2 2 資源化率の目標値



3 最終処分量

ごみの減量及び資源化の強化に伴い、焼却されるごみ量は減量する見込みです。

このことから、発生する焼却灰の減量化はもちろん、焼却灰のうち主灰の全量資源化を行うことで、今後も最終処分量を減らすことができる見込みです。

第5章 個別計画

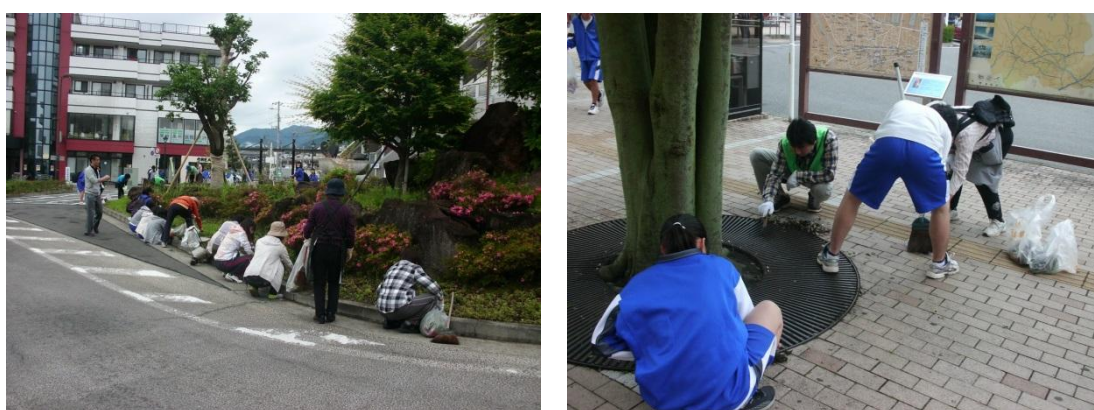
第1節 排出抑制・資源化計画

1 ごみに関する情報の周知

- ① 「ごみと資源の分け方・出し方ガイド」、「分別カレンダー」及び「ごみ減量・資源化ガイド」を各戸に配布し、ごみと資源の分別と適正排出について、広く市民に周知します。
- ② ホームページや広報紙、各自治会に配布しているごみ減量の啓発DVD等を活用し、ごみ量、処理経費等の基礎的な情報や、各施策の効果等について情報を発信し、ごみ問題への関心を高めます。
- ③ 自治会に加入していない市民や短期滞在者、学生等に対する効果的な啓発媒体として、ホームページを充実します。
- ④ 転入者に対し、不動産業者や大学等との連携を図り、ごみ持ち出しルールへの周知を徹底します。
- ⑤ 外国人に対し、母国語による「ごみと資源の分別カレンダー」等を配布し、ごみ持ち出しルールの周知を徹底します。
- ⑥ 情報発信媒体として活用している「ごみ減量通信」を、読みやすく、市民に身近な話題を取り上げ、情報伝達効果を高められるように努めます。
- ⑦ マイバッグ運動の取組を推進します。
- ⑧ ごみの減量及び焼却施設への負荷を軽減するため、生ごみの水切りを徹底するよう継続して啓発するとともに、生ごみは資源であるとの意識の醸成を図ります。
- ⑨ 食品廃棄物の削減に向けて、住民や事業者へ食品ロス削減を啓発していきます。
- ⑩ 各種イベントを通して、ごみ減量・資源化の啓発に努めます。

2 自治会や地域との連携

- ① 廃棄物減量等推進員及びリサイクル指導員の協力を得て、行政と地域の連携を強化し、ごみの減量・資源化に努めます。
- ② 自治会に廃棄物減量等推進活動交付金を交付し、収集場所の清潔保持や分別に関する啓発など自治会の廃棄物減量等推進活動を支援します。
- ③ 個人及び団体で実施する清掃ボランティアに対し、ごみ袋の配布やごみの回収など積極的な支援をします。
- ④ ごみゼロクリーンキャンペーン、市内一斉美化清掃など、地域と一体となった美化活動を展開します。



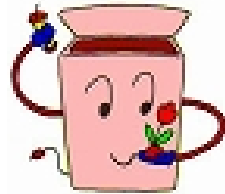
地域での美化活動の様子

3 環境教育・環境学習

- ① 幼少期の環境教育は、ごみに対する関心を高めるとともに、各家庭での分別徹底や適正排出において相乗効果をもたらすと考えるため、学校教育や関係機関と連携し、出前講座や施設見学等により環境教育の充実に努めます。
- ② 生涯学習、コミュニティ活動の中で、ごみや環境に関する出前講座を開催するなど環境学習の充実に図ります。

4 市民活動への支援

- ① 集団資源回収は、資源物の回収機会を確保するだけでなく、環境教育や地域コミュニティの育成といった効果があるため、広報紙やごみ減量通信等により集団資源回収への参加を促進します。
- ② P T A、自治会、子ども会などで資源回収をしている団体に対し奨励金を交付し、地域の活動を支援します。
- ③ 生ごみ処理機を購入及びディスポーザーを設置した市民に対し、購入費、維持管理費及び設置工事費の一部を補助します。また、利用者のライフスタイルに合わせ、設置する生ごみ処理機の種類拡大を目的として、コンポスト容器のあっ旋販売を終了し、補助対象にコンポスト容器等の非電動式を追加することで、生ごみの減量・資源化を図ります。今後、補助金については、その効果を検証した上で、必要な見直しを図ります。
- ④ 生ごみの排出抑制を目的として、関係機関で実施している出前講座等と連携し、取り組みやすい生ごみの減量法について周知します。
- ⑤ ホームページに設けた「不用品交換制度」において、各家庭で不用となった生活用品等を必要とする人に紹介することにより、リユース（再使用）を促進します。



生ごみ処理機キャラクターエコくん

5 生ごみ分別収集事業

- ① 水分の多い生ごみの減量は、可燃ごみの減量に大きな効果があるため、生ごみを資源物と位置付け、分別収集協力世帯から生ごみを分別し、大型生ごみ処理機により堆肥化して分別協力世帯に還元します。今後は、分別協力世帯の拡大も含め、効果的かつ効率的な生ごみ減量の手法を検討します。
- ② 生ごみの資源化施策を推進する中で、市民農園や農業利用など将来的な堆肥の安定利用を目指し、関係機関と調整するとともに、民間活力の導入をあわせて検討します。

6 資源化施策の継続及び拡充

- ① 分別収集している剪定枝は、可燃ごみの減量につながるだけでなく、堆肥の原料や雑草防止材等に活用できるため、引き続き民間委託によりチップ化し、市民へ無料配布するほか、公共施設等において使用します。
- ② 分別収集している廃食用油は、可燃ごみの減量及びバイオディーゼル燃料等に活用できるため、引き続き民間委託により資源化を図ります。
- ③ 粗大ごみのうち木製製品は、選別・解体した後、民間委託によりチップ化し、燃料等に再利用します。
- ④ 粗大ごみのうち布団・毛布は、選別した後、民間事業者により資源化を図ります。
- ⑤ 現在、可燃ごみとして焼却している玩具や文具等プラスチック製品の資源化について、資源化技術の動向等を捉えながら研究するとともに、製品を製造する事業者が、市町村とともに、リサイクルにかかる費用を負担する仕組み及び安定した処理ルートを確立するよう国に要望します。
- ⑥ 小型家電は、公共施設に設置する回収ボックスにより拠点回収し、有用金属（レアメタル）等の再生利用を図ります。
- ⑦ 刈り草ごみなどの植物性廃棄物については、公共施設の維持管理等で出る刈り草ごみの資源化を開始し、今後、その結果を検証した上で、家庭から出る刈り草ごみについても段階的に資源化を実施します。
- ⑧ 今後、高齢社会の進展により増加が見込まれる使用済み紙おむつについて、さまざまな視点から資源化に向け、研究します。



剪定枝、廃食用油分別収集

7 事業者への指導

- ① 事業系ごみの適正排出及び自己処理責任の徹底を図るため、現行の指導マニュアルを改定し、事業者の積極的な努力を促します。
- ② 事業系ごみの収集運搬業者に対し、不定期に実施する検査・指導を強化し、排出事業者への適正排出の徹底を図ります。
- ③ 多量排出事業者については、その事業所ごとのごみ量の推移を把握し、ごみ量の増加の著しい事業者に対し個別指導を実施し、ごみの排出抑制を促進します。
- ④ 多量排出事業者等を対象として、他事業者が行っている資源化の優良事例の紹介等を行い、分別の徹底や資源化を促進します。
- ⑤ 多量のごみ排出者に対しては、自己処理の徹底を図り、業務用生ごみ処理機の設置及び資源ごみの分別の徹底等を促進します。
- ⑥ 小規模事業者に対する適正処理の啓発を継続するとともに、個別指導を実施し、ごみの排出抑制を推進します。
- ⑦ 過剰包装の抑制、逆流通システムの整備（店頭回収等）、再生資源の利用、事業系生ごみの資源化の促進等、ごみを出さない事業活動への転換を促進します。

8 家庭ごみの有料化の検討

平成38年度までに、はだのクリーンセンター1施設体制での焼却に移行するため、さまざまな減量・資源化施策を継続、強化するとともに、刈り草ごみ等の新たな資源化施策を実施します。それでも、焼却対象量が本計画の中間目標年度である平成33年度までに計画どおり進まない場合には、ごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制をより一層推進していく観点から、家庭ごみの有料化の導入に向けた収集方法や料金設定等の具体的な条件の検討を進めます。

9 粗大ごみ処理手数料の見直しの検討

市の条例により定められている手数料（市の指定施設への直接持ち込みの場合1個300円、市が収集する場合1個650円）について、公平性の観点から、粗大ごみの数量や大きさ等により手数料を定める検討を行います。

第2節 収集運搬計画

1 収集場所

- ① 各自治会の収集場所利用者から1名「リサイクル指導員」を選出し、資源の収集日に立ち合いによる分別指導等を行っています。
- ② 集合住宅等の収集場所には、所有者の管理責任を明確にするとともに、収集場所の維持管理の徹底を指導します。
- ③ 管理の行き届いていない収集場所について、指導・啓発します。
- ④ 安全性の確保及び収集効率の向上のために、道路上・歩道上等の収集場所については改善していきます。
- ⑤ 資源の拠点回収は、ストックハウス（環境資源センター等に設置）を活用するとともに、より有効な資源物の回収拠点の整備について検討します。



ごみ収集場所

2 収集運搬体制

- ① 車両の更新時に、環境面に配慮し、低公害車を導入し運搬しています。
- ② 収集品目ごとのごみ量の変化に応じた収集運搬体制等の整備を促進します。
- ③ 収集場所にごみを排出することが困難な高齢世帯等に対し、戸別収集を実施しており、今後も市民のニーズにあったよりきめ細やかなサービスに努めます。
- ④ 可燃ごみの夜間戸別収集については、駅周辺的美観保持、歩行者の安全性の確保、収集効率の向上等、地域の特性を十分に考慮し、その必要性について検討します。
- ⑤ 市が直営で行っている可燃ごみ等の収集業務について、民間活力の導入により、収集運搬に係る経費の節減と効率化を図ります。

第3節 中間処理施設の整備計画

1 焼却処理施設

- ① はだのクリーンセンターは、伊勢原清掃工場180t/日焼却施設の更新施設として、平成25年1月に稼働を開始しました。法定より厳しい自主規制を設定することにより、周辺的生活環境や自然環境に最大の配慮を図り、安全・安心で安定的なごみ処理を進めます。（実施主体は秦野市伊勢原市環境衛生組合）
- ② はだのクリーンセンターは、焼却の際に発生する熱エネルギーを有効利用し、高効率な発電を行い、循環型社会の形成を推進します。（実施主体は秦野市伊勢原市環境衛生組合）
- ③ 当面は、はだのクリーンセンターと伊勢原清掃工場90t/日焼却施設の2施設体制による可燃ごみ処理を進めるとともに、ごみの減量施策を推進し、平成38年度までに、はだのクリーンセンター1施設体制での処理に移行します。
- ④ 引き続き秦野市伊勢原市環境衛生組合及び伊勢原市と協調・連携し、安全・安心で安定した可燃ごみの処理体制を確保します。

2 不燃・粗大ごみ処理施設

- ① 不燃・粗大ごみ処理施設は、平成28年4月で稼働から44年が経過し、老朽化が進んでいます。今後の施設整備については、将来のごみ量・ごみ質や立地条件などを総合的に勘案したうえで検討していきます。
- ② 引き続き秦野市伊勢原市環境衛生組合及び伊勢原市と協調・連携し、安全・安心で安定した粗大ごみの処理体制を確保します。

第4節 最終処分計画

- ① 栗原一般廃棄物最終処分場の最終的な跡地利用を考慮した埋立方法について、関係住民の意向を反映し、関係機関と協議を重ね将来計画を検討します。
- ② 栗原一般廃棄物最終処分場の埋立期限が平成35年度までとなっています。平成36年度以降の焼却灰等の処理処分については、圏外の民間施設で資源化处理や埋立処分を進めていきます。

第5節 その他の計画

1 ごみの不法投棄・散乱防止

- ① 関係機関との連携を図り、積極的に啓発活動に取り組み、ごみの散乱防止に努めます。
- ② 散乱ごみの実態を市民に周知し散乱ごみ防止の啓発に努めます。
- ③ 地域やボランティア団体による美化活動の支援を推進し、散乱ごみの防止に努めます。
- ④ 販売店等に対し、飲料用の空容器回収箱の設置を求めるなど、飲料用の空容器の散乱を防止します。
- ⑤ 不法投棄に関する市民からの通報については、より迅速な対応がとれるように関係機関との連携を強化します。

2 大規模災害への対応

- ① 被害想定等の見直し等、大規模災害に備えて秦野市災害廃棄物等処理計画を見直します。
- ② 大規模災害発生時の対応マニュアルを必要に応じて整備していきます。

3 廃棄物の屋外焼却への対応

- ① 廃棄物の屋外焼却の定義、法律で禁止されていること、禁止の理由について、広報紙等により周知を図っていきます。
- ② 法律上、廃棄物の屋外焼却と定義されない行為や市民からの苦情に対して、関係部署等と連携して適切な指導を行っていきます。

4 適正処理困難物への対応

- ① 排出禁止物が収集場所に出されないように、ごみ持ち出しルールを徹底します。
- ② リサイクル関連の法律によるリサイクル対象品目が増加した場合には、迅速に対応できるよう周知徹底に努めていきます。
- ③ 今後の超高齢社会を考慮し、家庭から排出される医療系廃棄物については、関係機関と連携し、医療機関等で安全に回収されるシステムを構築します。

5 環境への配慮

- ① 低炭素社会や自然共生社会の実現に向けて、効率的な収集・運搬や処理を常に検討し、ごみの収集・運搬及び処理過程において発生する温室効果ガスを削減していきます。
- ② はだのクリーンセンターにおいては、公害防止を徹底するとともに、ごみ発電によるエネルギーの有効利用を図ります。（実施主体は、秦野市伊勢原市環境衛生組合）

6 関係機関との連携

- ① 事業の推進にあたっては、関係部署との連携が必要となるため、情報共有が図れるよう連絡体制を整え、効率的な事務運営に努めます。
- ② 事業の推進にあたっては、伊勢原市や秦野市伊勢原市環境衛生組合との連携はもちろん、国や県及び他市町村との連携を図ります。

7 国・県等への要望

関係市町村とともに、次の事項について要望します。

- ① 製造業者が、製品の設計段階からその製品が廃棄物になるまでのすべての過程において、環境への影響を十分に考慮した製品づくりを行うよう要望します。
- ② 飲料容器のデポジット制度の導入やリターナブル容器の普及について、業界団体に働きかけるよう要望します。
- ③ 玩具等容器包装以外のプラスチック製品は、可燃ごみとして処理していますが、製品を製造する事業者が、市町村とともに、リサイクルにかかる費用を負担する仕組み及び安定した処理ルートを確立するよう要望します。
- ④ 家電4品目について、リサイクル料金を後払い制から前払い制にするよう要望します。
- ⑤ 適正処理困難物の回収ルートの早期確立について、関係自治体との連携のもとに要望します。
- ⑥ 排出禁止物及び適正処理困難物については、事業者に対して適正処理が困難とならない製品づくりや適正処理方法に関する情報提供及び下取り等回収の徹底を要請していきます。
- ⑦ 超高齢社会の到来に伴い、今後さらに使用済み紙おむつの排出量の増加が見込まれることから、資源化しやすい製品づくりを製造業者に働きかけるとともに、早期の資源化の仕組みづくりのための調査研究を行う等、資源化の促進に向けた措置を講じることを要望します。

第6章 計画の実現に向けて

第1節 基本計画の進行管理の実施

目標達成のため、事業の着実な推進と進行管理を行うとともに、事業効果の検証を行い、計画の適切な評価・見直しを行います。

個別計画		主な施策	平成29年度～平成43年度
排出抑制・資源化計画	1 ごみに関する情報の周知	ごみ出しガイドや分別カレンダーの各戸配布	→
		ホームページや広報等を活用した情報発信	→
		自治会未加入者に対する啓発媒体の充実	→
		転入者に対するごみ出しルールの周知徹底	→
		外国人に対する母国語の分別カレンダーの配布	→
		読みやすく充実したごみ減量通信の発行	→
		マイバッグ運動等ごみの排出抑制の取組	→
		生ごみ水切りの徹底と資源意識の醸成	→
		各種イベントを通じたごみ減量・資源化の啓発	→
	2 自治会や地域との連携	廃棄物減量等推進員等との連携	→
		自治会の廃棄物減量等推進活動の支援	→
		清掃ボランティアに対する積極的な支援	→
		地域と一体となった美化活動の展開	→
	3 環境教育・環境学習	出前講座や施設見学等を通じた環境教育の充実	→
		ごみや環境に関する出前講座の開催	→
	4 市民活動への支援	集団資源回収への参加促進	→
		集団資源回収奨励金の交付(活動支援)	→
		生ごみ処理機の購入費等の一部補助	→
		取り組みやすい生ごみの減量法の周知	→
	5 生ごみ分別収集事業	生ごみ分別協力世帯の拡大等	→
		安定的な堆肥化の実施と堆肥利用の促進	→
	6 資源化施策の継続及び拡充	剪定枝のチップ化と堆肥等への活用	→
		廃食用油の資源化	→
		粗大ごみ資源化の取組	→
		プラスチック製品の資源化の研究	→
		小型家電に含まれる有用金属の再生利用促進	→
		刈り草などの植物性廃棄物の資源化実施	→
		使用済み紙おむつの資源化に向けた研究	→
	7 事業者への指導	指導マニュアル配布による適正排出の啓発	→
		事業系ごみ収集運搬業者に対する検査・指導	→
		多量排出事業者に対する個別指導	→
		多量排出事業者に対する優良事例の紹介	→
		事業系ごみの資源分別の徹底	→
小規模事業者に対する適正処理の啓発		→	
ごみを出さない事業活動への転換促進		→	
8 家庭ごみの有料化の検討	家庭ごみ有料化に向けた具体的な条件の検討	→	
9 粗大ごみ処理手数料の見直しの検討	粗大ごみ処理手数料の見直しに向けた具体的な検討	→	
:継続 :新規 :強化 :終了			

個別計画		主な施策	平成29年度～平成43年度
収集運搬計画	1 収集場所	リサイクル指導員による分別指導	→
		収集場所の管理責任の明確化と維持管理の徹底	→
		管理の行き届かない収集場所への指導・啓発	→
		道路上、歩道上にある収集場所の改善	→
		資源物の回収拠点の整備	→
	2 収集運搬体制	低公害車の使用	→
		ごみ量の変化に応じた収集運搬体制等の整備	→
		市民ニーズに合った収集運搬体制の実施	→
		地域特性等を考慮した夜間戸別収集の検討	→
		収集業務における民間活力の導入	→
中間処理施設の整備計画	1 焼却処理施設	はだのクリーンセンターの安全・安心で安定的な運営	→
		高効率な発電による循環型社会の形成推進	→
		90t/日焼却施設の稼働	→
	2 不燃・粗大ごみ処理施設	安全・安心で安定した可燃ごみ処理体制の確保	→
		不燃・粗大ごみ処理施設の整備検討	→
		安全・安心で安定した粗大ごみ処理体制の確保	→
最終処分計画	1 最終処分計画	栗原一般廃棄物の跡地利用を考慮した埋立方法の検討	→
		平成35年度以降の最終処分施策	→
その他の計画	1 ごみの不法投棄・散乱防止	関係部署と連携したごみの散乱防止啓発活動	→
		散乱ごみについての市民周知	→
		地域やボランティア団体の美化活動に対する支援	→
		販売店等に対する飲料用空容器回収箱の設置促進	→
		不法投棄に対する関係機関と連携した迅速な対応	→
	2 大規模災害への対応	災害廃棄物等処理計画の見直し	→
		大規模災害発生時対応マニュアルの整備	→
	3 廃棄物の屋外焼却への対応	屋外焼却の定義や禁止内容に関する周知	→
		関係部署と連携した適切な指導	→
	4 適正処理困難物への対応	ごみ持ち出しルールの徹底	→
		リサイクル対象品目の変更に対する迅速な対応	→
		家庭から出る医療系廃棄物の回収システムの構築	→
	5 環境への配慮	効率的な収集・運搬、処理による温室効果ガスの削減	→
		はだのクリーンセンターにおけるエネルギーの有効利用	→
	6 関係機関との連携	効率的な事務運営	→
		国や県及び他市町村との連携	→
	7 国・県等への要望	環境への影響を配慮した製品づくり	→
		デポジット制度の導入やリターナブル容器の普及	→
		プラスチック製品の安定した処理ルートの確立	→
		家電4品目リサイクル料金の前払い制の導入	→
		適正処理困難物の回収ルートの早期確立	→
		適正処理に関する情報提供及び下取り回収の徹底	→
→ : 継続		→ : 新規	→ : 強化
			→ : 終了

第2節 ごみ処理広域化への対応

引き続き、伊勢原市及び秦野市伊勢原市環境衛生組合との処理体制を継続していきます。



秦野市ごみ処理基本計画

(平成29年度～平成43年度)

平成29年 月 発行

編集・発行：秦野市環境産業部環境資源対策課

〒257-0024

神奈川県秦野市名古木409

Tel : 0463(82)4401 Fax : 0463(84)6744

E-mail : k-sigen@city.hadano.kanagawa.jp

ホームページ : <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/machi/gomi/index.html>